

墨田区子ども・若者計画

平成31年度～平成35年度（2019年度～2023年度）

子ども・若者が青年期に社会的自立を果たし

「人と人とのつながり」を大切にしながら地域に貢献できる

地域力あふれるまち“すみだ”を目指して

平成31(2019)年3月

墨田区

ごあいさつ

近年、子どもや若者を取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化の進行等を背景として大きく変化しており、子どもたちの生活習慣・学力への影響や地域のつながりの希薄化が懸念されています。

また、ネット依存やSNSを介した犯罪被害が大きな社会問題となっているほか、若年無業者（ニート）やひきこもりなどの自立をめぐる問題や児童虐待・いじめ・不登校問題など、青少年の健全な育成を阻害する問題が多様化・深刻化しています。

墨田区ではこれまで、教育や福祉等の各分野において個別の計画を策定し、様々な施策を展開してきたところですが、子どもや若者が健やかに成長し、地域社会の一員として幅広く活躍していくためには、より実効性のある取組の推進とその強化が求められています。

そこで区では、これまで実施してきた関連事業の連携を密にするとともに、今後の取組をより効果的に推進していくため、「墨田区子ども・若者計画」を策定しました。

すみだの未来を担う子ども・若者が青年期に社会的自立を果たし、地域に貢献する「地域力あふれるまち“すみだ”」の実現を目指し、行政はもとより、関係機関や学校・地域とも連携しながら、地域社会全体で子ども・若者の成長を応援していきますので、区民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました青少年問題協議会委員の皆様ならびに専門委員の皆様にご心から御礼申し上げます。

平成31年3月

墨田区長 **山本 亨**



目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付けと性格	1
3 計画の対象	2
4 計画の期間	2

第2章 基本的な考え方

1 目指すべき姿及び基本方針	3
2 計画の体系	4

第3章 計画内容

基本方針1 全ての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援	6
（1）基本的な生活習慣の形成	8
（2）確かな学力と豊かな人間性の育成	10
（3）社会貢献・社会参画の促進	13
（4）職業的自立の支援	16
基本方針2 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備	18
（1）家庭教育への支援	19
（2）家庭・地域・学校の連携	20
（3）子ども・若者の育成環境の整備	22
基本方針3 困難を有する子ども・若者やその家族への支援	26
（1）いじめ・不登校対策	28
（2）障害のある子ども・若者への支援	29
（3）若年無業者（ニート）・ひきこもり対策	31
（4）非行・犯罪への対策と子ども・若者への支援	32
（5）特に配慮が必要な子ども・若者への支援（ひとり親・生活困窮家庭、自殺対策、外国人、性同一性障害等）	34

第4章 推進体制等の整備

1 区と家庭・学校・地域等との連携推進	36
2 関係機関等との連携強化	36
3 推進体制・計画の進行管理	37

資料編

墨田区子ども・若者実態調査結果報告書概要	38
墨田区30歳未満人口状況	56
委員名簿と審議経過	57
関係法令	61
子ども・若者に関する相談窓口一覧	79



第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

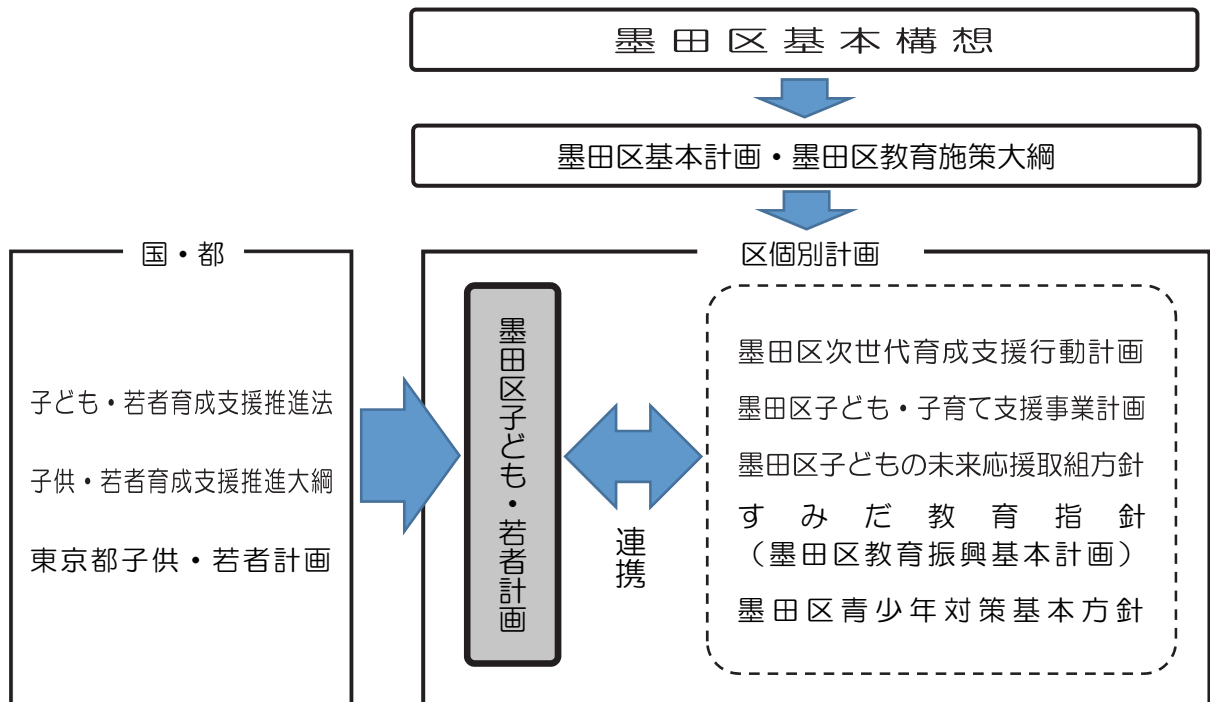
子ども・若者を取り巻く環境の悪化や社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者育成支援施策の総合的推進を図るため、平成 22 年 4 月に「子ども・若者育成支援推進法」が制定されました。同年 7 月には基本的な方針を定めた「子ども・若者ビジョン」が策定されましたが、平成 28 年 2 月に見直しを図り、新たに「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。また、東京都においても平成 27 年 8 月に「東京都子供・若者計画」を策定し、今後 5 年間ににおける子ども・若者育成支援の方向性を明らかにしました。

こうした中、墨田区においても、全ての子ども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、本区における子ども・若者育成支援施策の一層の推進を図るため「墨田区子ども・若者計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付けと性格

本計画は、子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項に基づく「市町村子ども・若者計画」です。

区ではこれまでに、「墨田区基本構想」、「墨田区基本計画」及び「墨田区教育施策大綱」の理念に基づく子ども・若者分野の施策を含む計画として、「墨田区子ども・子育て支援事業計画」、「墨田区子どもの未来応援取組方針」「すみだ教育指針（墨田区教育振興基本計画）」、「墨田区青少年対策基本方針」等を策定していますが、本計画は、これらとの整合を図りながら、子ども・若者の育成支援を総合的に推進するものです。



3 計画の対象

本計画の対象となる子ども・若者の範囲は、国が定めた「子供・若者育成支援推進大綱」を勘案し、乳幼児期から青年期まで（30歳未満）を対象としますが、施策によっては、ポスト青年期まで（40歳未満）も対象とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成31（2019）年度から平成35（2023）年度の5年間とします。

なお、新たな課題や環境の変化、国の動向等に対応できるように、柔軟性をもって計画を推進します。



第 2 章

基本的な考え方

1 目指すべき姿及び基本方針

本計画は、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「東京都子供・若者計画」を踏まえ、全ての子ども・若者が、青年期に社会的自立を果たすことができるよう、その成長を社会全体で応援することを計画の理念として設定します。

「社会的自立」については、多様な解釈が可能ですが、本計画では、「子供・若者育成支援推進大綱」の理念等を踏まえ、社会的自立を果たした青年の姿を、社会との関わりの中で自立した個人としての自己を確立し、社会に適應するのみならず、自らの力で未来の地域社会をよりよいものに変えていく力を身に付けた青年と位置付けます。

目指すべき姿

全ての子ども・若者が、青年期に社会的自立を果たすことができる

「子供・若者育成支援推進大綱」及び「東京都子供・若者計画」に沿うかたちで、3つの基本方針をかかげ、施策の方向に基づく事業を展開していきます。

また、子ども・若者の「社会的自立」を目的としていることから、墨田区子ども・子育て支援事業計画等との整合を図り、子育て支援の施設整備計画等を除いて、若者の自立支援に重点を置いた事業を推進していきます。

- 基本方針 1 全ての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援
- 基本方針 2 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備
- 基本方針 3 困難を有する子ども・若者やその家族への支援

2 計画の体系

〔 基本理念 〕

全ての子ども・若者が、
青年期に社会的自立を果たすことができる

〔 現状課題 〕

国の「子供・若者育成支援推進大綱」及び「平成30年度墨田区青少年対策基本方針」より

- 若者の自立性や社会性を育む取組が必要
- 地域におけるつながりの希薄化への対応が必要
- 各学校段階を通じ、社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育てるキャリア教育、就業能力開発の機会の充実が重要
- 円滑な就職支援、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善等による若者の雇用安定化と所得向上が重要
- 親が不安や負担を抱えやすい現状にあり、社会全体で子育てを助け合う環境づくりが必要
- 地域住民、NPO等が子供・若者の育成支援を支える共助の取組の促進が必要
- 違法・有害情報の拡散、ネット上のいじめ、ネット依存への対応が必要
- SNSによる犯罪被害の防止に向けた取組が必要
- 薬物乱用の防止や非行防止に向けた取組が必要
- いじめ、不登校、ひきこもり問題への対応が必要
- 貧困の連鎖を断つための取組、児童虐待を防止するための取組が必要
- 子供・若者、家族に対して、個々の状況を踏まえた対応が必要

〔基本方針〕

〔方向性〕

基本方針1

全ての子ども・若者の
健やかな成長と
自立に向けた支援

(1) 基本的な生活習慣の形成

(2) 確かな学力と豊かな人間性の育成

(3) 社会貢献・社会参画の促進

(4) 職業的自立の支援

基本方針2

子ども・若者の
健やかな成長を社会
全体で支えるための
環境整備

(1) 家庭教育への支援

(2) 家庭・地域・学校の連携

(3) 子ども・若者の育成環境の整備

基本方針3

困難を有する子ども・
若者やその家族への
支援

(1) いじめ・不登校対策

(2) 障害のある子ども・若者への支援

(3) 若年無業者（ニート）・ひきこもり対策

(4) 非行・犯罪への対策と子ども・若者への支援

(5) 特に配慮が必要な子ども・若者への支援
(ひとり親・生活困窮家庭、自殺対策、外国人、性同一性障害等)



第 3 章

計画内容

基本方針 1 全ての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

現状と課題

- 少子高齢化や核家族化の影響、外的環境の変化等により、子どもたちの生活習慣の乱れが指摘されていますが、基本的な生活習慣は子どもの成長過程において大きな意義を持っており、その乱れは学習意欲や気力・体力の低下につながるだけでなく、様々な問題行動の要因ともなります。特に幼児期における習慣や教育は、人格形成の基礎を培う重要なものであるとともに、思春期以降の能力、資質などにも影響を及ぼすことが指摘されています。幼児期の段階から継続的に健全な基本的な生活習慣を身に付けさせる必要があります。
- グローバル化や情報通信技術、AIの進展などによる、これからの変化の激しい社会を生きていくためには、基礎的な学力を身に付けていくことが不可欠となります。本区では、児童・生徒の学力向上のために「学力向上 新すみだプラン」を推進しており、学校の授業改善、基礎学力の定着等に向けて、今後とも一層の計画推進をしていく必要があります。また、価値観が多様化し国際競争が激化する社会の中で、豊かな社会生活を送るためには、学力向上のみならず、青少年が様々な体験の機会を通じて、関心や興味を見つけ出すことによって幅を広げ、自己肯定感を高めて、他者と互いに尊重し合えるようにしていくことが必要です。様々な場面において、芸術・文化・科学・スポーツを通じて、青少年に魅力のある体験の機会を創り、「豊かな人間性」を育むことが重要です。
- 急速に進展する少子高齢化等に伴い、地域のつながりの希薄化が懸念されており、また、価値観の多様化等により若者の社会参画意識が低下したと言われています。墨田区子ども・若者実態調査においても、実際に参加している又は参加してみたい地域活動について、「祭りなどの文化行事・イベント」や「文化・スポーツ活動・語学学習などへの参加」がそれぞれ41.4%、33.8%と高い比率を占める一方で、「地域活動に参加したくない」と回答した割合が24.5%となっています。本区の「教育施策大綱」では「将来、社会で活躍し、地域に貢献できる自立した人」を目指す子どもの将来像としています。若者が社会の一員として、地域を発展させていくためには、積極的に社会に参画し、よりよい

社会づくりに主体的に取り組んでいく必要があります。地域のコミュニティを活性化させていくためにも、若者の地域参加意識の醸成や気軽に地域活動に参加できる仕組みづくりが求められています。

- 産業・就業構造が大きく変化し、雇用形態が多様化・流動化しており、非正規雇用者の割合が高いことが指摘されています。また、少子高齢化により労働力の減少が見込まれる中で、若者が社会の担い手として活躍することも求められています。若者の就労や社会貢献に対する意識や能力を育み、自己の職業適性や将来の設計について主体的に考えられるようにするなど、次代を担う若者を望ましい雇用環境へ誘う必要があります。こうした現状を踏まえ、学校教育においては、望ましい勤労観・職業観を養い、職業的自立に必要な能力・態度を身に付けるようキャリア教育・職場体験などの学習活動を行う必要があります。また、若者に対しては、個人の資質・能力に応じた就労が行えるよう支援していく必要があります。

(1) 基本的な生活習慣の形成

方向性

- 基本的な生活習慣について幼少期から身に付けさせるための取組として、幼児教育等を推進します。
- 食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験等を通じて、食に関する理解を深める取組を推進します。
- 生涯を通じて、健康保持増進に取り組めるよう、健康づくりに対する意識の高揚や知識の普及を図ります。
- たばこの健康被害やエイズ及び性感染症等に対する正しい理解を深めるための取組を推進します。

計画事業

No.	事業名	内容	担当課・機関
1	幼児教育の推進	幼児期の教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものです。幼稚園・保育園において、教員・保育士等は、幼児が安定した情緒の下で主体的に活動できるよう環境を整え、基本的な生活習慣や集団生活のルール、健全な心身の発達の基礎等について身に付けるようにします。	指導室 子ども施設課 私立幼稚園
2	幼稚園、保育所等、小・中学校での食育の推進	食料の生産から消費に至るまでの食に関する様々な体験等を通じて、食に関する理解を深めることで幼児・児童・生徒の健康維持、増進につなげます。	指導室 学務課 子ども施設課
3	学校教育における生活習慣にかかわる指導	小学校入学段階のスタートカリキュラムによる指導を始めとして、各教科の学習や学級活動、保健指導、遠足・宿泊などの学校行事等を通じて、集団生活のルールや健康の保持促進、学校内外での安全について指導を行い、望ましい生活習慣を形成します。	指導室
4	食育推進事業	「墨田区食育推進計画」に基づき、「手間かけて みんなでつくる すみだの食育」を基本理念に、基本目標『食で「ひと」「まち」「交流」「安心」「協働」を育む』に準じた食育推進事業を区民・地域団体・NPO・事業者・企業・大学など多様な分野と区が連携しながら、すみだ食育推進会議の中で「協創」の食育へと推進します。	保健計画課 すみだ食育 good ネット
5	健康づくりのための普及啓発	「すみだ健康づくり総合計画」に基づき、区民一人ひとりが生涯を通じて、健康保持増進に取り組めるよう、健康づくりに対する意識の高揚や知識の普及を図ります。	保健計画課

No.	事業名	内容	担当課・機関
6	健康診査	16～39歳を対象とした健康管理に役立てるため、若年区民健康診査を実施します。	保健センター
7	栄養指導	将来の健康について考え、自ら適切な食生活を実践できるよう、栄養相談や食生活講習会等を実施し、栄養に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	保健センター
8	エイズ及び性感染症等に関する普及啓発	エイズ及び性感染症に対する正しい理解を深めるため、ポスターやパンフレットの配布等、普及・啓発を図ります。	保健予防課
9	たばこの害についての普及啓発	たばこの健康被害や受動喫煙による影響を理解し、喫煙行動を防止するため、小学校高学年向けに、啓発リーフレットを配布し、意識啓発を図ります。	保健計画課 保健センター

(2) 確かな学力と豊かな人間性の育成

方向性

- 教員の授業力向上や幼保小中一貫教育の推進等、教育環境の改善を図り、生きる力の基礎となる確かな学力の定着と向上を目指します。
- 子ども・若者が、将来豊かな社会生活を送ることができるよう、人権教育や道徳教育のほか、様々な体験活動等を通して、感謝の心や思いやりの気持ちといった豊かな人間性を育みます。
- スポーツ活動を通じて、子ども・若者が心身ともに健やかに成長する取組を推進します。

計画事業

No.	事業名	内容	担当課・機関
1	幼保小中一貫教育の推進	幼保小中一貫教育推進計画に基づき、幼稚園・保育園・認定こども園、区立小・中学校の連携を推進し、中学校卒業までを見越した教育を全校種で意識し実践することで、学ぶ環境を整え確かな学力を育みます。	すみだ教育研究所
2	学力向上「新すみだプラン」の推進	児童・生徒の学力向上を図るため、「学校の教育力の向上」「家庭の教育力の向上」「地域の教育力の向上」の3つを柱に、学力向上に関する施策を展開します。	すみだ教育研究所
3	教職員研修事業	今日的な教育課題への対応、各職層において習得すべき内容、授業指導法などについて研修を行い、教員の指導力向上を図り、子どもたちの学力向上につなげます。	指導室
4	学校支援指導員派遣事業	全ての幼稚園・学校に学校支援指導員を配置して、学習指導、生活指導、特別支援等の補助を行い、幼児・児童・生徒が安心して安定した学校生活を送ることができるようにすることで、確かな学力につなげます。	指導室
5	研究協力校(園)及び特色ある学校づくり推進校、グループ・個人奨励	教育委員会が示した内容や今日的教育課題の解決を図るため、学校における研究実践や、特色ある教育活動等について推進します。	指導室
6	人権教育	地域や学校の実態に即して、同和問題をはじめとする様々な人権課題を理解し、自分の大切さとともに他の人の大切を認めることができるようになり、様々な場面での具体的な態度や行動に移していくことのできる人権教育を推進します。	指導室

No.	事業名	内容	担当課・機関
7	道徳教育の推進	特別の教科道徳を核とした全ての教育活動を通じて、道徳教育を推進し、人間としての生き方の自覚を促すことで、豊かな心をもち道徳性を身に付けた児童・生徒を育成します。	指導室
8	SOSの出し方に関する教育	「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声を上げられる」ことを目標として、小学校5年生から中学校3年生までを対象に、「SOSの出し方に関する教育」を学校の教育活動として位置付けて実施します。また、授業教材の作成や授業の実施にあたっては、保健計画課や保健センターの保健師等も参画します。	指導室 保健予防課 保健センター
9	若年層に向けた男女共同参画意識の醸成	男だから、女だからと性別を理由として役割を決めつけたり、性別のイメージを固定的に考えて自分自身や誰かの生き方を制約することがないように、中学生以上を対象とした若者向けの啓発冊子を発行し、男女共同参画意識の醸成を図ります。	人権同和・男女共同参画課
10	情報教育の推進	児童・生徒が主体的に情報を選択・活用する能力を育てるため、コンピュータを活用した教育やSNSの適正な利用等を推進します。	指導室
11	伝統文化等に 触れ合う機会の提供	児童・生徒の郷土への理解や愛着心を育むため、すみだ北斎美術館やすみだ郷土文化資料館等と連携し、郷土の歴史や伝統文化を深める授業等を行います。	指導室 地域教育支援課
12	体験的な活動を取り入れた学習	児童・生徒の社会性や豊かな情操を育むため、特別活動等におけるボランティア活動や自然体験活動のほか、移動教室や野外体験活動の充実を図ります。	学務課 指導室
13	夏休み自然体験教室 (農山村生活体験事業)	自然体験や異学年交流を通じて、子ども達の豊かな感性や情緒を育むため、児童・生徒を対象に、農山村等における生活体験や集団生活を体験する自然体験教室を行います。	地域教育支援課
14	自然環境学習	野鳥、昆虫、樹木などの観察を通して、人と自然とのつながりを見る目を養い、今後の環境づくりを考えるきっかけとするとともに、身近な場所にビオトープを造ることで、生き物と触れ合い、自然環境の大切さを学びます。	環境保全課
15	子ども読書活動の推進	○学校図書館の充実 ①区内全小・中学校が参加する「図書館を使った調べる学習コンクール」を実施し、子どもが主体的に学ぶことを支援します。 ②授業等での学校図書館の活用を図るとともに、展示の工夫やイベントの開催を通して、児童・生徒の読書活動を推進します。 ③小中学校に学校司書要員を派遣し、学校図書館の活用推進を図ります。	ひきふね図書館 指導室

No.	事業名	内容	担当課・機関
16	子ども読書活動の推進	<p>○学校と図書館の連携強化</p> <p>①「図書館を使った調べる学習コンクール」の個別相談会を図書館で実施し、子どもの研究活動を支援します。</p> <p>②小中学校へ図書の特集貸出を行い、児童・生徒がより多くの本に接する機会を増やします。</p> <p>③読み聞かせボランティア講座を図書館で開催し、学校での読み聞かせを行うボランティアの活動を支援します。</p> <p>④図書館見学や職場体験学習、ブックリストの配布を通じて、児童・生徒の読書への関心を高めます。</p> <p>⑤学校図書館担当者の専門性を高めるために、司書教諭研修を図書館にて実施します。また、小中学校の学校司書と図書館司書の情報交換会を行い、情報共有に努めます。</p> <p>○地域での読書活動の推進</p> <p>幼稚園・保育園等の施設への団体貸出を行うとともに、図書館ボランティアの協力を得て、学校や障害児施設での出張読み聞かせ会等を行い、地域での読書活動を推進します。</p> <p>○区立図書館での児童・生徒向けサービスの充実</p> <p>①おはなし会やイベントを通じて、幼児・児童・生徒の読書への関心を高めます。</p> <p>②青少年向けにティーンズコーナーを設け、青少年が読書に親しみ、豊かな教養を身に付けることができるよう支援します。</p>	ひきふね図書館 指導室
17	健康と体力向上の推進	体位、体力の向上を図るため、指導資料を作成し、区立小・中学校の児童・生徒の心身の健康増進を図るとともに、体育優良生徒を表彰し、スポーツ奨励を図ります。	指導室
18	スポーツ振興事業	スポーツ教室、区民体育大会、障害者（児）スポーツ・レクリエーション大会などを開催し、スポーツの振興を図るとともに、広く区民の健康増進を支援します。	スポーツ振興課
19	区民健康スポーツデー	原則として10月の体育の日を区民健康スポーツデーと位置付け、全ての区民が一日スポーツに親しむ日とすることで、スポーツの振興を図ります。	スポーツ振興課
20	総合型地域スポーツクラブ自立支援	地域の日常的な活動の場として、誰もが参加できる気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる地域スポーツクラブを展開し、豊かな地域スポーツライフを築きます。	スポーツ振興課
21	スポーツ推進委員の活動	スポーツ教室等の企画運営に参画し、区民にスポーツの指導・助言を行いスポーツの振興を図ることで、広く区民の健康増進を支援します。	スポーツ振興課
22	各種スポーツ活動	子ども達の心身を鍛えるとともに、健康増進を図るため、野球、柔・剣道教室などを実施します。	本所・向島警察署 (地域教育支援課)

(3) 社会貢献・社会参画の促進

方向性

- 地域のイベント等への参加により、郷土に対する愛着心を深めるとともに、自主性や社会性及びボランティア精神を育み、社会参画意識の醸成を図ります。また、参加を促進する環境整備に努めます。
- オリンピック・パラリンピック教育や国際理解教育等を通じて、多様性の尊重や豊かな国際感覚の醸成を図り、国際社会の平和と発展に貢献できる人材を育みます。
- 防災活動を通じて、防災意識や防災行動力を高めるとともに、地域の一員であるとの自覚を促し社会奉仕の心を育てます。
- 自立した大人として成長し社会性を育むため、社会の仕組みを知り、社会での活躍や地域貢献の大切さを学ぶ機会をつくります。

計画事業

No.	事業名	内容	担当課・機関
1	地域力育成・支援事業	中学生が町会等の活動を身近なものとして捉え、その活動に興味・関心を持つ若い世代を育成するとともに、ワークショップで作成した町会活動等の動画を発信し、幅広い世代を対象にPRします。	地域活動推進課
2	すみだ生涯学習センター事業	区民がさまざまな生涯学習活動を行うための拠点施設として、生涯学習の機会や場の提供、学習情報の発信、学習相談を実施するなど、区民の生涯学習を支援します。	地域活動推進課 すみだ生涯学習センター
3	図書館における青少年活動の推進	中高生のボランティアグループ「ひきふね図書館おもてなし課」の活動を通して、中学生・高校生が自主的にイベントや特集展示コーナーの企画や運営を行うことで、地域貢献の意識醸成を図ります。	ひきふね図書館
4	クリーンキャンペーン	ごみゼロデー（5月30日）にちなみ、道路や公園等の散乱ごみの清掃を内容とするキャンペーンを地域住民が主体的に進める活動として実施することで、美観の向上を図るとともに、地域力の強化を目指します。	すみだ清掃事務所
5	ボランティア推進事業	ボランティア活動に対する理解と参加を促進するため、講習会や講座の開催、PR活動等を行い、ボランティアの育成・活動支援を図り、福祉のまちづくりを推進します。	厚生課
6	ボランティアセンターの活動	ボランティア活動を推進するため、ボランティアの育成と活動の中心となる場を設け、ボランティア意識の啓発と活動への参加を促進します。	厚生課 墨田区社会福祉協議会

No.	事業名	内容	担当課・機関
7	夏！体験 ボランティア事業	ボランティア活動の体験を通して、様々な社会的問題への関心を深めるとともに、積極的に社会づくりに参加する意識の醸成を図ります。	厚生課 すみだボランティ アセンター
8	学校のボランティア 活動普及事業	中学校・高等学校等を「ボランティア協力校」として指定し、生徒の社会福祉への理解と関心を高め、人間同士の連携の精神を養うとともに、生徒を通じて家庭及び地域社会の意識啓発を図ります。	厚生課 すみだボランティ アセンター
9	児童・生徒向け ボランティアスクール	小・中・高校生を対象にボランティア活動の学習と体験をすることで、社会参画意識の醸成を図ります。	厚生課 すみだボランティ アセンター
10	生産体験活動	社会奉仕の心を育むため、児童館に通う子どもを対象に、農業体験をはじめとした生産体験活動等を行います。	本所・向島警察署 (地域教育支援課)
11	自主グループ等への 支援	児童館で読み聞かせ等を行う自主グループに活動場所の提供を行い、ボランティアの育成を図ります。	子育て政策課
12	音楽活動	中高生を中心とした音楽グループに児童館の音楽室を開放し、それらのグループが、コンサートを開催するなど音楽活動を通じて、健全育成を図ります。	子育て政策課
13	墨田区のお知らせ等 による周知	青少年向けの区の各部署が実施する行事などを、墨田区のお知らせ「すみだ」や区政情報番組「ウィークリーすみだ」等を通じて、区民へ周知・PRします。	広報広聴担当
14	国際理解教育の 推進事業	各教科等の学習を通じた国際理解教育を推進するとともに、外国人講師（NT）の導入やTOKYO GLOBAL GATEWAY(東京都版英語村)の利用により、英語学習や外国の文化等への関心を高め、英語を用いてコミュニケーションを図る態度を育てます。	指導室
15	墨田区中学生海外 派遣事業	中学校2年生を対象とした海外派遣を実施し、現地の生徒との交流やホームステイ等によって、英語力の向上を図り、国際社会で幅広い視野を持って活躍することのできる人材を育てます。	指導室
16	オリンピック・ パラリンピック教育 推進事業	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を、幼児・児童・生徒にとってまたとない重要な機会と捉え、幼児・児童・生徒がオリンピック・パラリンピックの歴史・意義を正しく理解することで、多様性を尊重し、共生社会の実現や国際社会の平和と発展に貢献できる人材に育つことを目指します。また、東京2020大会の経験を通じ、掛け替えのないレガシーを幼児・児童・生徒一人ひとりの心に残します。	指導室
17	総合防災教育	自らの防災行動力を高めるとともに、将来における地域防災の担い手を育成するため、幼児期から発達の段階に応じた防火防災教育を総合防災教育と位置付け、継続的に実施します。	本所・向島消防署 (地域教育支援課)

No.	事業名	内容	担当課・機関
18	消防少年団	将来の地域防災の担い手を育成するため、小学校1年生から高校3年生までを対象として、各消防署単位で、防火防災に関する知識及び技術を身に付ける活動を実施します。	本所・向島消防署 (地域教育支援課)
19	学校防災活動の推進	○区民と地域の防災力向上を図る一環として、普通救命講習を実施し、将来の地域の担い手である中学生に対する防災教育を推進します。 ○「すみだ防災ガイド【中学生用】」を作成・配布し、災害時に中学生が自ら身の安全を守るとともに、地域の一員として応急活動に取り組むことができるよう支援します。また、中学生で組織される自主防災組織の活動に必要な資材・機材の交付をします。	指導室 防災課
20	起震車による地震体験	各学校や町会等で行われる防災訓練、墨田区主催のイベント等で、起震車「すみだぐらぐら号」による地震体験を行い、青少年の防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ります。	防災課
21	中学生区議会	区内各中学校の代表生徒を対象に、本会議・委員会形式の模擬区議会の体験を通じて、すみだの未来を担う子どもたちの郷土に対する愛着心等の向上を図ります。	広報広聴担当
22	すみだ少年少女合唱団	区の音楽文化推進の一環として、小学校3年生から高校3年生を対象とした合唱団を結成し、歌う楽しさを通して豊かな情操を養います。また、地域のイベント等に出演し、地域への愛着・理解を深めるとともに社会性の向上を図り、音楽都市すみだの文化的まちづくりに寄与する人材を育てます。	文化芸術振興課
23	すみだまつり・こどもまつり	区民等によって組織した実行委員会が企画・運営することで、「ふるさと墨田」のまちづくり意識の高揚と地域力の振興を図ります。また、安全・健康・友情と連帯の輪を目標に明るくはつらつとした子どもの成長を促します。実施にあたって広くボランティアを募集することで、区民等の社会参画を促します。	文化芸術振興課
24	成人を祝うつどい	新成人で構成する実行委員会が企画から当日までの運営を行うことにより、社会人としての自覚を促すとともに、参加者が喜びを共感できる式典を開催します。	文化芸術振興課
25	明るい選挙啓発ポスターコンクール	区内小中学校及び高等学校の児童・生徒を対象に、選挙啓発に関するポスターコンクールを実施し、選挙に対する関心を高めます。	選挙管理委員会事務局
26	若年投票立会人	各投票所に配置する投票立会人について、18～29歳までの若年層を起用することで、若者の選挙に対する関心を高めます。	選挙管理委員会事務局
27	若年啓発グループ	18～29歳までの若年層を対象にグループを結成し、若者の政治参加を促し、選挙に関する関心を高めるための啓発活動を行います。	選挙管理委員会事務局

(4) 職業的自立の支援

方向性

- 学校教育時から職場体験等を実施し、直接働く人と接したり、知識や技術・技能に触れたりする機会を設けることで、就業意識の醸成を図ります。
- 東京都やハローワーク墨田と連携し、求人情報の閲覧環境を整備し、雇用・就労の促進を図ります。
- 若者と企業のマッチングの機会を設けるなど、若者の就労促進を支援します。

計画事業

No.	事業名	内容	担当課・機関
1	キャリア教育の推進	児童・生徒一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために、授業等を通して必要な意欲・態度や能力を育てます。	指導室
2	子ども科学教室	区内在住在学の小学校4～6年生を対象に、芝浦工業大学と連携したロボット工作を通して、子どもたちのものづくりへの興味醸成を図ります。	経営支援課
3	ものづくりフェア	ものづくりの魅力を伝えるため、イベントを通して、子どもたちが「ものづくり」に触れる機会を提供し、ものづくりの楽しさを伝えます。	経営支援課
4	就職支援コーナー すみだ	ハローワークの求人情報検索システムを庁舎内に設置するなど、ハローワーク墨田、東京労働局、区の三者が連携することで、雇用・就労の促進を図ります。	経営支援課 ハローワーク墨田
5	雇用・就労支援 サイト「ジョブ すみだ」の運営	求人情報や内職情報をインターネットで検索・閲覧できるようにし、求職活動者がいつでも手軽に求職情報を閲覧できる環境を整備することで、雇用・就労の促進を図ります。	経営支援課
6	求職者支援訓練	雇用保険を受給できない求職者などを対象として、民間訓練機関が厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練を実施します。	ハローワーク墨田
7	職業訓練受講給付金	特定求職者が、ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練や公共職業訓練を受講し、一定の支給要件を満たす場合、「職業訓練受講給付金」(職業訓練受講手当・通所手当・寄宿手当)を支給します。	ハローワーク墨田

No.	事業名	内容	担当課・機関
8	若年者の安定雇用の推進に繋がる各種助成金（国）	トライアル雇用助成金、特定求職者雇用開発助成金の三年以内既卒者等採用定着コース、キャリアアップ助成金の正社員化コース等、若年者の安定雇用の推進に繋がる各種助成金の活用について、区や事業主団体との連携を含め、管内企業に対して周知・啓発を実施します。	ハローワーク墨田
9	合同就職面接会等の開催	ハローワーク墨田と連携し、ハローワーク墨田所管内である葛飾区とも協力のうえ、合同就職面接会を開催するなど、区内等中小企業の雇用の安定と区民等求職者の就労支援を行っています。また、区民等求職者（主に再就職希望者）を対象として、就職活動支援セミナーを開催します。	経営支援課 ハローワーク墨田
10	すみだ人材発掘・就労支援プログラム事業	若者と子育て世代等の女性を対象に、企業見学会や求職者と区内事業者に勤務する社員との座談会など様々な事業を行い、区内事業者への就労促進を図ります。	経営支援課
11	人材確保・就職支援コーナー	福祉分野（介護・看護・保育）／建設・警備・運輸等の仕事を希望する方や当該人材を必要とする事業主の皆様をサポートします。実際に施設を見学するツアー型面接会や体験会、業界セミナーを行います。	ハローワーク墨田
12	学卒求人申込説明会	新規学校卒業予定者を対象に求人申込みが見込まれる事業所に対し、求人申込みにあたっての事務手続等についての説明を行うとともに、適正な従業員採用計画の樹立、求人秩序の維持、公正採用選考のルール遵守及び就職差別の解消のため、実施しています。	経営支援課 ハローワーク墨田
13	中高生の就職支援	中・高生等社会経験のない新卒者に対して、学卒ジョブサポーターによる就職意識の形成、準備活動、個別相談等を実施し、管内の中学、高校等と密接な連携のもと安定雇用である正社員就職に繋がる支援を実施します。	ハローワーク墨田
14	ヤング相談コーナー	34歳以下の若年求職者を対象とした職業相談窓口として、職業相談・職業紹介の他、応募書類の添削や面接対策、キャリアインサイトを使用した適性診断等、個別予約相談を行います。	ハローワーク墨田

基本方針 2 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

現状と課題

- 少子高齢化や核家族化等の影響により家族のあり様が変わるとともに、地域社会のつながりも弱まり、保護者が子育てに関する悩みや負担を抱えやすく、地域や家庭の教育力が低下していることが指摘されています。家庭は青少年にとってかけがえのない安らぎの場であり、社会生活を営むうえで必要な社会のルールを身に付ける大切な場であることから、今後さらなる家庭教育に関する支援の充実を図っていく必要があります。また、養育に困難を抱える家庭では、親と子がともに成長していけるように、相談窓口等の周知や問題解決へつなげることを図るなど、問題の早期発見・早期対応のための取組が必要です。
- 地域社会における人間関係の希薄化は、家庭を孤立させ、学校や地域活動への参加意識を弱めるなど、地域の教育力低下の要因となります。子どもたちは、家庭教育や学校教育のほか、地域の人々との交流など、様々な体験活動を通して豊かな人間性や社会性を身に付けていくことから、家庭・地域・学校がそれぞれの役割分担を果たしつつ、相互に連携していくことが重要です。本区では、学校支援ネットワークや放課後子ども教室など、地域による学校への教育支援や地域と学校との連携活動を推進するとともに、地域で子どもの健全育成に取り組む団体等への支援を行っています。今後こうした取組・連携のさらなる推進を図っていく必要があります。
- スマートフォンやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の急速な浸透等により、ネット依存やSNSを利用したいじめ・犯罪被害のトラブルが生じています。SNSは生活の利便性を増す一方で、子ども・若者の健全な育成を阻害する要因ともなることから、適正な利用に向けた教育や意識啓発を図っていく必要があります。また、子どもを狙った性犯罪や誘拐事件が後を絶たず、薬物乱用の低年齢化も憂慮されており、子どもたちを犯罪被害から守るための取組や薬物乱用の防止に向けた取組のさらなる充実が求められています。こうした取組を推進していくためには、学校や警察だけでなく、社会全体が協力し、地域全体で子ども・若者の育成環境の整備を図っていく必要があります。

(1) 家庭教育への支援

方向性

- 地域社会全体で子育てや家庭教育を応援できる体制を整備するため、地域で子育て支援に携わる人材の養成を図ります。
- 子どもの発達段階に応じた家庭での望ましい教育等についてまとめたパンフレットを作成・配布するなど、家庭教育への支援を行います。
- 保護者が必要に応じて適切な支援が受けられるよう、相談体制を含めた総合的な子育て支援を推進します。

計画事業

No.	事業名	内容	担当課・機関
1	家庭教育への支援	家庭教育の向上を図るため、保護者を対象とした「家庭教育支援講座」の実施や、地域を対象とした「地域育成者講習会」の実施、子育て等に関する学習を行う団体等への支援を行います。また、児童・生徒の保護者に配布する家庭教育パンフレットの制作を行うことにより、親子のふれあい・子どもの自主性・家庭における教育の大切さについての意識啓発を推進します。	地域教育支援課
2	PTAへの支援	家庭の教育力の向上を図るため、児童・生徒の保護者等を対象として、小・中それぞれの連合PTAが実施する研修大会やブロック研修などを支援します。	地域教育支援課
3	「小学校すたーとブック」及び「中学校入学プレブック」の配布	小学校入学間近の子ども及び小学校6年生とその保護者に冊子を配布することで、家庭教育の大切さを啓発するとともに、就学・進学後の学校生活をスムーズに始められるようにします。	すみだ教育研究所
4	家庭における読書活動の推進	○ブックスタート事業 3・4か月健診時に、乳児と保護者に絵本の手渡しと読み聞かせのアドバイスを行うとともに、幼児向けブックリストを配布し、家庭において子どもとのスキンシップを深め、豊かな情緒を育むための読書の推進を図ります。 ○家読（うちどく）の啓発 1冊の本を通じて家族で読書を楽しむ「おうちDE読書ノート」の配布や保護者向け講演会の開催を通じて、家庭における読書活動の推進を図ります。	ひきふね図書館
5	子育て支援拠点事業	在宅での子育てを支援する拠点施設として、さまざまな子育て支援サービスの提供や調整のほか、相談等の総合的な子育て支援事業を行います。	子育て支援総合センター
6	子育てひろば	子育て相談に関する関係機関との連携を図り、子育て相談・ひろば事業を両国子育てひろば及び文花子育てひろばで実施します。	子育て支援総合センター

(2) 家庭・地域・学校の連携

方向性

- 定期的な授業公開を行うなど、開かれた学校づくりを推進するとともに、学校運営連絡協議会を通して、家庭・地域・学校の協働体制を構築します。
- 学校施設を活用して、保護者や地域の方々の参画を得ながら、放課後の子どもたちの居場所を確保するほか、学習や様々な体験活動の場を提供します。
- 地域力を学校の教育活動に取り入れるなど、地域全体で学校を支援する体制を整備するとともに、地域と学校の架け橋となる青少年健全育成団体等への支援を行います。
- 家庭と地域が連携して、子どもたちの登下校時及び下校後の安全確保を図るとともに、学校と保護者の緊急連絡体制を整備するなど、家庭・地域・学校の連携を推進します。

計画事業

No.	事業名	内容	担当課・機関
1	学校運営連絡協議会	学校運営連絡協議会を各学校に設置し、学校の課題解決に向けて、家庭・地域・学校が果たすべき役割や学校の支援について協議するなど、開かれた学校づくりを推進することで、家庭・地域・学校の協働体制を構築します。	指導室
2	学校公開	定期的に授業を公開し、保護者が児童・生徒の学習や生活の様子を実際に見る機会を設けることで、学校の教育活動やその方針についての理解を深めます。	指導室
3	放課後子ども教室の推進	放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、区立小学校の施設を利用して、学校、PTA及び地域住民等が連携し運営する放課後子ども教室を推進します。	地域教育支援課
4	学校支援ネットワーク事業の推進	子どもたちに多様な体験・価値ある体験の場を提供するため、出前授業等を通して、地域力（地域住民・企業等）を学校の教育活動に取り入れ、地域等で学校を支援します。	地域教育支援課
5	学校による家庭訪問又は面談	教員の家庭訪問や、保護者の来校による面談などを実施し、学級担任と保護者が懇談する機会をもつことで、児童・生徒の理解と学校の教育活動に関する理解を深めます。	指導室
6	学校における地域人材の活用	地域の方をゲストティーチャーとして学校に迎え入れたり、職場体験や特別活動、地域調べ・学習支援で地域の協力を得るなど、地域と連携した学校の教育活動を支援します。	指導室 すみだ教育研究所

No.	事業名	内容	担当課・機関
7	青少年育成委員会活動への支援	青少年の非行防止等健全育成を図るため、青少年対策施策への協力や、各地域における自主的な青少年健全育成活動を実施している青少年育成委員会の活動を支援します。	地域教育支援課
8	青少年委員活動の推進	青少年の健全育成の振興を図るため、地域の青少年の余暇指導や青少年団体の育成、区の青少年事業への協力など、学校、地域、行政のパイプ役としての活動を展開する青少年委員の活動を推進します。	地域教育支援課
9	学校安全ボランティア事業	東京都の「子供安全ボランティア」活動の一環で、小学校の保護者と地域の方がボランティア活動として、子どもたちの登下校時における通学路のパトロールや子どもたちへの声かけ運動・あいさつ運動を行います。	庶務課
10	携帯電話等活用した情報発信システム	不審者情報や急な学校行事の変更など緊急性の高い情報を、小中学校、幼稚園及び教育委員会事務局から、保護者の携帯電話等にメールで情報発信します。	庶務課

(3) 子ども・若者の育成環境の整備

方向性

- 「帰宅呼びかけ放送」や「子ども110番」運動のほか、子どもたちを支え合うネットワークづくりを進めるなど、地域社会全体で子どもを見守り育てる意識啓発や環境整備を推進します。
- 青少年の健全育成に携わる地域人材を対象とした講習会の実施や、子ども会の活性化を図るなど、地域の子どもの健やかな成長を促す環境整備を推進します。
- 地域や学校のほか東京都や警察等の関係機関と連携し、インターネット等の適切な利用についての普及啓発を図るとともに、子どもたちの防犯意識や危機対応力等を高める取組を推進します。また、子ども・若者を不健全図書類や薬物等の有害環境から守るための環境整備を図ります。
- 総合運動場やボール遊びができる公園等の整備を行うなど、子どもたちが外でのびのびと活動できる環境づくりを推進します。

計画事業

No.	事業名	内容	担当課・機関
1	すみだこどもの110番運営委員会への支援	子ども達の登下校時等の安全確保を図るため、子ども達が不審者と遭遇した際の避難場所となる家庭等を登録し、子ども達に周知するPTA事業である「すみだこどもの110番」の活動を支援します。	地域教育支援課
2	帰宅呼びかけ放送	児童・生徒の非行防止や安全確保を図るため、毎日定時に防災無線システムを利用した「帰宅呼びかけ放送」を実施します。	地域教育支援課
3	地域福祉プラットフォーム事業	公的サービスだけでは対応することが難しい課題を解決するため、社会福祉協議会が行う住民同士の支え合い・助け合いや多様な主体の連携・協働のための「地域福祉プラットフォーム(※)」づくりを区が支援します。 (※平成30年10月現在、京島三丁目と石原四丁目の2か所に開設)	墨田区社会福祉協議会 厚生課

No.	事業名	内容	担当課・機関
4	子どもの居場所 ネットワーク事業	<p>○墨田区社会福祉協議会と連携し、「子どもが参加できる安心・安全な居場所づくり」を通して地域や関係機関が連携し、支援が必要な子どもに気付き、支え合うネットワークづくりを進めます。</p> <p>○区内で食育に関する活動をしている団体「すみだ食育goodネット」が中心となり、「NPO法人すみださわやかネット」と墨田区社会福祉協議会が連携し、食事をきっかけに誰もが参加する事ができる世代を超えたつながりづくりを提供する場所である「街かど食堂」を実施します。また、墨田区社会福祉協議会では民間団体等の実施する子どもだけで参加できる食事提供活動一覧を紹介しします。</p>	生活福祉課 墨田区社会福祉協議会
5	児童館事業 コミュニティ会館 事業 社会福祉会館事業	幼児から高校生までを対象に、スポーツやボランティア活動などの様々な交流活動を実施するなど、青少年の健全育成のための支援を行います。	子育て政策課 地域活動推進課 人権同和・男女 共同参画課
6	児童館における 定期学習会の実施	児童が自主的に学習できる環境を提供するため、児童館における学習会を実施します。	子育て政策課
7	少年団体の育成	子ども会における年少指導者を育成する「ジュニア・リーダー研修会」をはじめとした少年団体の自主的な活動に対し、必要に応じて専門的・技術的な助言等の援助を行うことにより、各少年団体の育成及び活動の充実を図ります。	地域教育支援課
8	子ども会活性化への 支援	地域の子ども達の健やかな成長を促すため、子ども会に対し、各種レクリエーション種目の紹介や情報提供、技術指導など、子ども会の活動を支援します。	地域教育支援課
9	サブ・リーダー 講習会の実施	地域や学校で活躍するリーダー（ジュニア・リーダーの前身）を養成するため、小学校4～6年生を対象に、グループ活動や野外活動等を通し、基礎的な知識・技能を習得させるとともに、仲間と協力し合うことの大切さなどを学ばせるサブ・リーダー講習会を実施します。	地域教育支援課
10	ネットトラブル対策	青少年のインターネット利用に関する様々な問題に対応するため、青少年健全育成に携わる方々や東京都や関係機関等と連携し、インターネットの適切な利用について普及啓発を実施します。	指導室
11	セーフティ教室	幼稚園・小学校・中学校の幼児・児童・生徒を対象に、連れ去り防止・薬物乱用防止、非行・被害防止対策、インターネットの適正利用等を目的とした講演やロールプレイングを実施し、防犯意識や危機対応力を高めます。また、保護者・地域等と学校・警察が一体となって、幼児・児童・生徒の被害防止や非行防止（デートDV・ストーカー被害防止等）についての情報交換を行い、地域で幼児・児童・生徒を守る意識を高めます。	指導室

No.	事業名	内容	担当課・機関
12	デート DV 予防啓発講座	交際相手からの暴力や暴言など、DV 被害にあわない為に、また、加害者にならない為にデート DV に対する理解促進と予防啓発に努めます。	人権同和・男女共同参画課 すみだ女性センター
13	交通安全指導	児童・生徒に日常の交通安全に必要な事柄を理解させ、常に安全を確認し、正しい判断のもとに安全な行動をとる態度や能力を育てます。特に、交通安全の実践の場は学校の外であるため、家庭や地域社会と連携を密にして進めます。 ○道路での正しい歩き方 ○信号や標識・標示の理解 ○雨の日の安全 ○自転車の正しい乗り方 ○横断歩道・踏切の渡り方、ほか	庶務課
14	スクールサポーター制度	警察OBで構成されるスクールサポーターは警察と学校のパイプ役として、児童・生徒の安全確保や非行・犯罪被害防止を目的として、定期的に学校を訪問し、教員へのアドバイスや情報交換を行います。また、少年の溜まり場対策、セーフティ教室の企画立案、不登校対策等を行うとともに、学校・地域に不審者情報等の被害状況の伝達を行っているほか、PTA と連携した子ども 110 番制度の活性化を図ります。	本所・向島警察署 (地域教育支援課)
15	緊急通報装置等の防犯設備	非常通報体制「学校 110 番」、防犯カメラ・モニター、電子施錠等を区立小中学校・幼稚園に導入し、子どもの安全確保を図ります。	庶務課
16	通学路防犯設備整備事業	通学路に防犯カメラを設置することにより、学校、地域が行う児童の見守り活動を補完するとともに、通学路における児童の安全を確保します。	庶務課
17	学校 ICT 化推進事業	全教員が ICT 機器を「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」効果的に活用することができるよう、授業改善に資するための環境整備を行います。また、教材コンテンツを共有化する仕組みを構築することで、教員が ICT を活用した指導を継続的に行い、児童・生徒が意欲的に学ぶことができるような教育活動を展開します。	庶務課
18	防犯ブザーの貸与	緊急時にブザーを使用して犯罪被害を未然に防ぐため、小学生に防犯ブザーを貸与し、児童の安全確保を図ります。	学務課
19	地域防犯対策	○児童の下校時にあわせて、青色防犯パトロールカーによる区内巡回パトロールを実施します。 ○町会・自治会等が連携して防犯カメラを設置する場合に助成します。 ○地域において自主防犯活動をしている団体を支援するため、防犯パトロール用品を支給します。	安全支援課

No.	事業名	内容	担当課・機関
20	安全・安心メール	スマートフォンやパソコン等に、「すみだ安全・安心メール」として区内の防災・防犯情報等を配信します。	安全支援課
21	有害環境の浄化活動	青少年に対し著しく性的感情を刺激し、健全な成長を阻害するピラやチラシ、ポスター、不健全図書（雑誌）成人向けDVD等の適正な取扱いを目指して、地区青少年育成委員会と連携し、実態調査や自粛又は撤去の要請等を行い、有害環境の浄化を図ります。	地域教育支援課
22	薬物乱用防止活動	年々低年齢化する麻薬、覚せい剤、シンナー等の薬物禍から青少年を守るため、関係機関・団体、地域社会が連携して薬物禍撲滅活動を実施します。また、学校においては、薬物乱用防止マニュアル等を活用した教育を実施するとともに、保護者に対してリーフレットを配布し啓発活動を進めます。	保健計画課 指導室 地域教育支援課
23	すみだまつり・ こどもまつりでの PR活動	青少年の非行・被害防止・健全育成についての現況、対策及び育成委員会活動について、すみだまつりの会場（錦糸公園）でチラシ等を配布するなど、青少年の非行・被害防止の活動PRと意識啓発を図ります。	地域教育支援課
24	交通安全運動	○各小学校にスクールゾーン対策連絡会を設置し、交通安全活動を行うとともに定期的に意見交換会を開催して、危険箇所の把握と改善を行うなど、登下校時の交通事故の防止を図ります。 ○警察署と協力して自転車安全運転教室の参加者に自転車安全運転免許証を交付することで、自転車利用者の安全意識の啓発を図ります。また、自転車利用のルール及びマナー向上を図るため、スタントマンによる交通事故を再現した交通安全教室を実施するとともに、すみだまつり・こどもまつりで交通ルール及び自転車の利用マナーの啓発活動を行います。	土木管理課
25	健康づくりのための 環境整備	子どもたちの健やかな成長を促し、楽しく遊ぶことのできる場所を提供するため、様々な遊具や健康器具の設置も含めて、公園を整備していきます。	道路公園課
26	ボール遊びができる 公園等の整備	子どもたちが、外でボール遊びができる環境づくりに向けて、既存公園等にボール遊びができる広場の整備を進めていきます。	道路公園課
27	総合運動場等整備 事業	スポーツを通じ、異なる世代の人々の価値観を超えた交流を促進するとともに、青少年等の社会教育活動を行う施設として整備を進めます。	スポーツ振興課

基本方針3 困難を有する子ども・若者やその家族への支援

現状と課題

- いじめは、児童・生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や犯罪などを引き起こす要因ともなる深刻な問題です。そのため本区では、「墨田区いじめ防止対策推進条例」を制定し、それを基に、いじめに関する対策方針や対策プログラムを策定し、いじめ防止に努めています。また、不登校は、児童・生徒の教育機会をなくすことになり、将来、ひきこもりの要因ともなります。いじめ・不登校問題の解決のためには、学校はもとより、地域も意識を持って未然防止や早期対応のための取組を強化していく必要があります。また、教育相談体制等の充実を図り、児童・生徒が相談しやすい体制を整える必要があります。
- 障害のある子ども・若者とその能力や可能性を最大限に発揮し社会的に自立を果たしていくためには、一人ひとりの障害の状況に応じたきめ細かな支援を行う必要があります。発達段階に応じた教育環境の整備を図るとともに、障害のある方を対象とした能力に応じた就労支援を行う必要があります。
- 若年無業者（ニート）の状態の長期化は、将来、自身の職業的自立を困難にするだけでなく、社会的損失ともなりかねません。このため、若者が意欲をもって能力を発揮しそれぞれの特性にあった職業選択ができるよう支援していく必要があります。また、ひきこもりの状態が長く続くと、自身の社会的自立が一層困難になるほか、家庭にとっても精神的・経済的な負担となりかねません。ひきこもりは、職場への不適応や人間関係の不信など様々な要因によって生じることから、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行う必要があります。
- 青少年の非行問題は、凶悪な犯罪に発展したり他の犯罪に巻き込まれたりする可能性もあることから、本人やその家族だけの問題ではなく、青少年を取り巻く環境全体の問題として捉えて支援していく必要があります。また、犯罪や非行をした青少年が社会復帰を果たすことができるよう、就職先や居場所の支援のほか、地域社会の理解と協力を得るための取組が求められます。

- ひとり親家庭においては、親の精神的・肉体的負担が大きく、家事等や経済面で困難を抱えやすい状況にあることから、幅広い支援が必要です。また、生活困窮家庭においては、貧困が親から子どもに引き継がれる「貧困の連鎖」が課題となっており、これを断ち切るための支援が求められています。このほか、子ども・若者が将来に夢や希望を見いだせず自ら命を絶ってしまう自殺を予防するための対策や、増加する外国人児童・生徒への支援、性同一性障害など性的マイノリティへの配慮、さらには子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待への対応など、個々の状況を踏まえた対策が求められています。

(1) いじめ・不登校対策

方向性

- 保護者、地域、関係機関等と連携し、いじめ・不登校の未然防止や早期発見、早期対応の取組強化を推進します。また、教育相談体制等の充実を図り、子どもたちの健やかな育ちを支援します。
- 不登校児童・生徒に対し、学習援助のほか個別のカウンセリングを行うなど、学校への復帰や自立するための支援を行います。

計画事業

No.	事業名	内容	担当課・機関
1	いじめ防止対策の推進	「墨田区いじめ防止対策推進条例」に基づき、いじめ防止対策基本方針やプログラム、対応マニュアルを作成し、保護者、地域、事業者等の連携のもと、地域社会全体でいじめの防止、早期発見、早期対応の取組強化を推進します。	庶務課 指導室
2	教育相談事業	幼児・児童・生徒や保護者が学校や家庭で直面するさまざまな問題に対して、専門的な視点からの改善・解決に向けた支援をするため、教育相談事業を実施します。また、来室できない方でも相談できるよう、ヤングテレフォン、親子電話相談なども行います。教育相談事業において早期改善・解決することで、子どもたちの健やかな育ちを支援します。	すみだ教育研究所
3	スクールサポートセンター事業	スクールサポートセンターにおいて相談を行い、早期対応ときめ細やかな支援を実施することで、不登校や問題行動、子育てに関する問題など、多様化する健全育成上の課題を解決し、児童・生徒が有意義で充実した学校生活を送れるようにします。	指導室
4	スクールカウンセラーの配置	児童及び生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして学校に配置し、いじめや不登校の未然防止、改善及び解決並びに学校内の相談体制等の充実を図ります。	指導室
5	ステップ学級運営事業	学校に適應できない長期欠席の児童・生徒に対して、集団への適應指導や学力補充援助等、基礎的生活習慣の育成を図ることで、長期欠席児童・生徒が自らの意思により学校に復帰することを支援します。	指導室
6	不登校防止対策の推進	「墨田区立学校不登校対策基本方針」に基づき、保護者、地域、関係機関と連携し、各小中学校が組織的に不登校の予防・早期発見及び解消を図ります。	指導室

(2) 障害のある子ども・若者への支援

方向性

- 学校、幼稚園、保育所等において、特別な支援を要する幼児・児童・生徒の受入体制の整備を図ります。
- 心身に障害のある方に対し、障害の程度や発達段階に応じた適切な教育支援を行います。また、障害のある方を対象とした能力に応じた就労支援を実施します。

計画事業

No.	事業名	内容	担当課・機関
1	乳幼児への療育	みつばち園・にじの子等において、心身の発達に心配がある未就学児等に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	障害者福祉課
2	幼稚園・保育所等における障害児教育・保育等	○区立幼稚園では、一定の条件の下で、特別な支援を要する幼児の受け入れを実施します。 ○保育所等では、一定の条件の下で、障害児の受け入れを実施します。 ○学童クラブでは、一定の条件の下で、障害児の受け入れを実施します。	学務課 子ども施設課 子育て政策課
3	学齢児への療育・障害児の居場所	放課後等デイサービスにより、心身に障害がある18歳未満の就学児に、放課後または学校休業日などに、生活能力向上のための訓練や社会交流を行います。	障害者福祉課
4	就学相談	初めて小学校に入学するお子さんや、中学校への進学、転学等についての相談を行います。医師や専門家等による就学相談委員会により、児童・生徒一人ひとりの障害や能力に応じて、もっとも適切な学びの場について判断し、支援します。	学務課
5	特別支援学級・教室の運営	○知的障害のある児童・生徒が在籍する固定学級や、日常は通常学級で学びながら週一回程度通って指導を受ける通級指導学級を運営します。 ○情緒障害等がある、より多くの児童・生徒が障害の状態に応じた特別な指導支援を受けられるようにするため、発達障害教育を担当する教員が各学校の特別支援教室を巡回して指導します。全小学校への整備を完了したため、今後は全中学校への整備を図ります。	学務課

No.	事業名	内容	担当課・機関
6	特別支援教育の推進	<p>○特別支援教育の実施に伴い、必要に応じて教室の整備・工事等を行います。</p> <p>○介助があれば通常学級で学ぶことができる児童・生徒のため、在籍校に介助員を配置します。</p> <p>○区立幼稚園・小・中学校では、障害がある幼児・児童・生徒をはじめ全ての幼児・児童・生徒について、一人ひとりの教育的ニーズの把握、分かりやすい授業の展開、安心・安全に生活できる環境の整備を推進します。</p>	庶務課 学務課 指導室
7	すみだ教室の実施	<p>中学校特別支援学級及び特別支援学校を卒業した知的障害者を対象に、社会生活に必要なルールやエチケットを学ぶとともに、仲間づくりを中心に社会的自立を促すため、日曜青年教室を開催し、様々な活動を行います。</p>	地域教育支援課
8	就労継続支援事業	<p>就労が困難な障害者で、作業能力がある方を対象に、作業支援、就労支援、生活支援、健康管理を行います。</p>	障害者福祉課
9	すみだ障害者就労支援総合センター	<p>障害者が、地域において経済的・社会的に自立し、安定した生活を送るために、ハローワーク墨田等の関係機関と連携し、企業就労等の機会拡大を図るとともに、職業訓練、就職支援、職場定着支援、生活支援等を行います。</p>	障害者福祉課
10	墨田区福祉作業所ネットワーク KAI	<p>ネットワークの場を通じ、福祉作業所が区のクリエイターによる「すみのわプロジェクト」などにより自主生産品開発に取り組みます。また、作業所利用者による生産品を「スカイワゴン」等での販売を通じ、利用者の工賃アップ、やりがいにつなげます。</p>	障害者福祉課

(3) 若年無業者（ニート）・ひきこもり対策

方向性

- 若年無業者（ニート）やひきこもり等で悩む本人や家族に対し、それぞれの状況に応じた専門相談を実施し、自立に向けた支援を行います。
- 若年者向けの就労支援を行い、より多くの若年者が区内企業等に就職できるよう支援します。

計画事業

No.	事業名	内容	担当課・機関
1	思春期相談・思春期講演会	「思春期相談」を開設し、児童精神科医及び臨床心理士が不登校やひきこもりの問題について個別相談に応じるとともに、思春期講演会を開催するなど、ひきこもり等で悩む家族や本人を支援しています。また、地区担当保健師が随時相談に応じます。	保健センター
2	若者の居場所づくり支援	こころの悩みや生きづらさを感じている若者が、自宅以外で安心して過ごせる居場所（カフェ）を定期的実施し、ストレスへの対処法やソーシャルスキルを身につけ、前へ進むための支援を行います。	保健予防課
3	児童相談	18歳未満の子どもに関するあらゆる相談を受け、児童福祉法に基づく対応を行います。問題解決にあたっては、子育て支援総合センターと連携を図ります。	江東児童相談所
4	若者や子育て世代等の女性などに対する就労支援	若者や子育て世代等の女性、求職者の保護者を対象に、キャリアカウンセリング（個別相談）を行う「就職・仕事カウンセリングルーム」を開設し、より多くの人材が区内企業等に就職できるよう支援します。	経営支援課
5	ヤング相談コーナーにおける他機関への紹介	34歳以下の若年求職者を対象とした職業相談窓口において、相談内容に応じて保健センターや地域若者サポートステーション等への紹介を行います。	ハローワーク墨田

(4) 非行・犯罪への対策と子ども・若者への支援

方向性

- 地域の青少年育成者団体や関係機関と連携し、青少年の健全育成に関する意識啓発、青少年の非行・被害防止等を推進します。
- 犯罪や非行をした人の改善更生について地域社会の理解を求めるとともに、犯罪や非行をした人の更生を支援します。

計画事業

No.	事業名	内容	担当課・機関
1	地域教育懇談会	地区青少年育成委員会と連携し、各地域における青少年の非行化の実態や問題傾向等の情報交換、関係機関・団体の活動の連絡調整を行うとともに、地域における青少年の健全育成の意識の啓発を図ります。	地域教育支援課
2	地域パトロール	地区育成委員会等関係機関・団体と連携して、夏休みや年末年始、祭礼、縁日など、定期的にパトロールを実施し、青少年への指導や安全確保に努めます。	地域教育支援課
3	墨田区青少年健全育成区民大会	内閣府の主唱する「子ども・若者育成支援強調月間」に呼応して、各地区の非行・被害防止等の啓発活動を集約し、区民等に対し、青少年健全育成の意識の高揚を図ります。	地域教育支援課
4	墨田区青少年非行・被害防止強調月間	内閣府の主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に呼応して、関係機関・団体、地域住民等がそれぞれ実施する非行・被害防止活動を集中的に実施して、青少年の非行・被害防止の徹底を図ります。	地域教育支援課
5	ふれあい協議会	町会等を対象に防犯講座等を開催する「ふれあい諸活動」を通じて、非行防止や青少年の健全育成を図っています。	本所・向島警察署 (地域教育支援課)
6	サイバーパトロールの実施	ウェブサイトや電子掲示板等を閲覧して違法・有害情報(※)の有無を調査するサイバーパトロールを実施し、違法・有害情報を発見した場合には、違法行為の検挙、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する削除の要請等の措置を講じ、違法・有害情報の氾濫防止に取り組み、青少年の犯罪・被害防止を図ります。 (※) 違法情報 児童ポルノ画像、わいせつ画像、覚せい剤等規制薬物の販売に関する情報等インターネット上に掲載すること自体が違法となる情報 (※) 有害情報 違法情報には該当しないが、犯罪や事件を誘発するなど公共の安全と秩序の維持の観点から放置することのできない情報	本所・向島警察署 (地域教育支援課)

No.	事業名	内容	担当課・機関
7	更生保護活動	人の立ち直りを支える活動「更生保護」において、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた保護司が、更生に向けた指導や助言等を行う保護観察、犯罪や非行を未然に防ぐ犯罪予防活動、釈放後の居場所や就職先の確保といった生活環境の調整を行います。	墨田区保護司会 (地域教育支援課)
8	社会を明るくする運動	法務省の主唱により、墨田区長を委員長とし、墨田区保護司会、墨田区更生保護女性会及び墨田区BBS会の会員などで構成される推進委員会が、毎年7月を中心に青少年の非行・被害防止と罪を犯した者の更生、援助のための地域活動について、広く区民の理解と協力を得ることを目的に実施します。	墨田区保護司会 地域教育支援課

(5) 特に配慮が必要な子ども・若者への支援（ひとり親・生活困窮家庭、自殺対策、外国人、性同一性障害等）

方向性

- ひとり親家庭への生活・就労支援等を行い、子ども・若者が健やかに成長できる家庭づくりを支援します。
- 生活困窮世帯の児童・生徒に対する学習支援等を行います。また、外国人児童・生徒等が基礎的な日本語の定着を図るための学習支援等を行います。
- 自殺のサインに気づき適切な対応を図ることできる「ゲートキーパー」養成のための研修を実施します。また、様々な悩みに対応する相談窓口の周知を図り、問題解決につなげます。
- 性同一性障害など性的マイノリティへの差別や偏見をなくし、理解を深めるための啓発を推進します。
- 児童虐待の早期発見や安全確保のため、児童虐待通告への対応や子育てに関する悩み相談などを実施します。

計画事業

No.	事業名	内容	担当課・機関
1	母子生活支援施設	配偶者のいない親が、経済的な理由や住居がない等の事情で子どもの養育をすることが困難な場合に、母子を入所させて保護するとともに、自立の促進のためにその生活の支援を行います。	生活福祉課
2	母子緊急一時保護事業	緊急に保護を必要とする母子を、区の指定施設に一時入所させ、相談、助言を行い、自立更生の措置を講ずるまでの応急的措置を図ります。	生活福祉課
3	ひとり親家庭自立支援給付金事業	<p>【自立支援教育訓練給付金】</p> 国から指定を受けた教育訓練講座を受講する際に、費用の一部を給付します。	生活福祉課
		<p>【高等職業訓練促進給付金】</p> 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、理容師、美容師、歯科衛生士、製菓衛生士、調理師等の資格取得のために訓練機関で修業する場合に、修業期間中、訓練促進給付金を給付します。	
4	生活困窮者学習支援事業	貧困の連鎖防止を図るため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援・生活支援を行います。	生活福祉課

No.	事業名	内容	担当課・機関
5	外国人等児童・生徒のための日本語指導及び学習支援	外国人等児童・生徒が基礎的な日本語の定着を図るために、日本語級指導教室や「すみだ国際学習センター」において、段階的な学習支援を行います。また、外国人児童の日本語での教科学習等の支援を行うために一定期間、日本語支援員（通訳介助）を実施します。	指導室
6	区民相談	すみだ区民相談室では、区内在住・在勤の方を対象に、日常抱える問題や悩み事などに対して、相談員が面談等により問題解決のアドバイスをします。外国人相談として、中国語・英語通訳者付きの相談を行います。	広報広聴担当
7	子ども・若者への見守り支援	地域において、特に配慮が必要な子ども・若者の把握に努め、関係機関につなげます。	民生・児童委員（厚生課）
8	ゲートキーパー研修	区民や地域生活の様々な場面・分野における相談支援活動に関わっている方等を対象に、その活動の中で、自殺のサインや支援が必要な人に気づき、関係機関につなげる目的でゲートキーパー研修を実施します。	保健予防課
9	すみだ ころと生活の相談窓口	様々な悩みに対応する相談窓口の連絡先を掲載したリーフレット「すみだ ころと生活の相談窓口」を区及び区施設の窓口や区内関係機関で配布します。	保健予防課
10	小中学生向け啓発物の配布	小学校5・6年生と中学生向けに、悩みの相談先やころのSOSチェックを掲載した啓発物を配布します。	保健予防課
11	性的マイノリティの人の人権等様々な人権問題に関する啓発	教育委員会事務局と連携し、必要な情報提供をします。また、広報紙や機会を捉えて様々な人権問題に関する啓発に取り組みます。	人権同和・男女共同参画課
12	児童虐待に関する相談	18歳未満の子どもに関するあらゆる相談を受け、児童福祉法に基づく対応を行います。問題解決にあたっては、子育て支援総合センターと連携を図っています。	江東児童相談所



第4章

推進体制等の整備

1 区と家庭・学校・地域等との連携推進

- 次代を担う子ども・若者の健やかな成長や自立に向けた支援を推進していくためには、家庭・学校・地域等がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに協力・連携して課題解決に取り組んでいくことが重要です。子ども・若者が健やかに成長し、地域社会の一員として活躍していくことができるように、連携・協働のための仕組みづくりや自助・共助・公助のネットワーク構築に向けた検討を進めていきます。

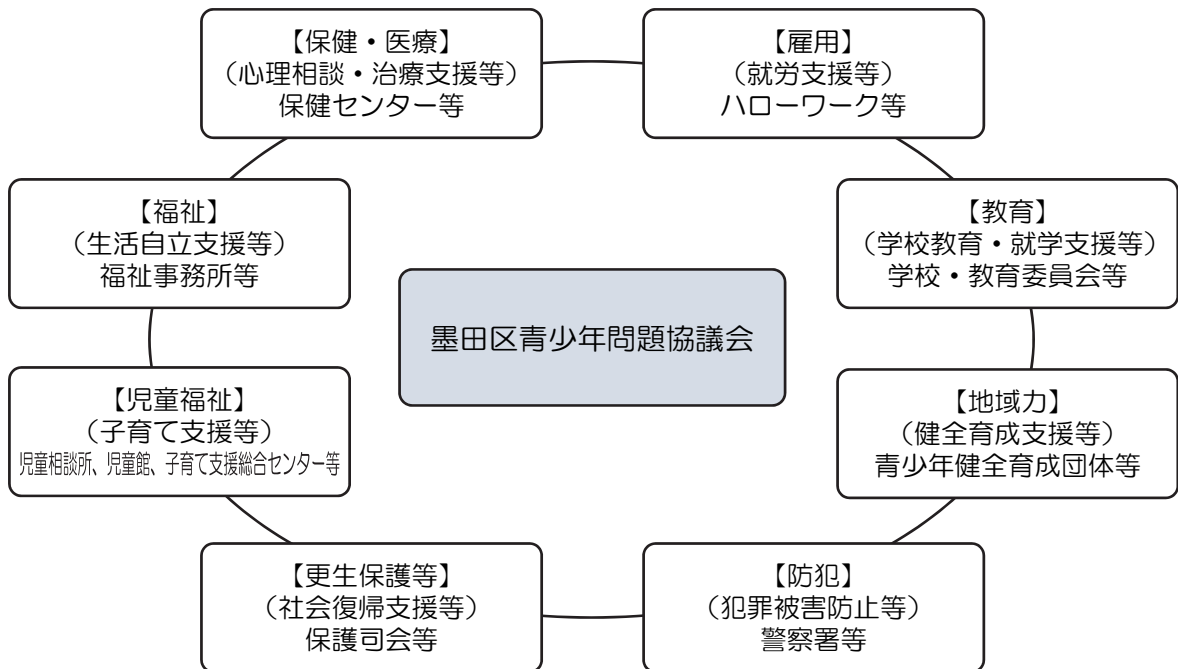
2 関係機関等との連携強化

- 本計画に基づく取組は、保健・福祉・雇用・教育等多岐にわたっており、変化の大きい子ども・若者を取り巻く諸状況に対応するためには、それぞれの専門性が必要となります。一層の効果的な施策を展開していくため、墨田区青少年問題協議会の構成員やその他関係機関等との連携を強化していきます。
- 特に、本計画の「基本方針3 困難を有する子ども・若者やその家族への支援」における施策の推進においては、問題に応じた相談機能の充実が重要です。多岐にわたる相談内容に対応するため、本区庁内の相談組織の連携を強化するとともに、他関係機関の相談機関とも連携し、ネットワークを充実させていきます。
- また、子ども・若者をめぐる育成環境の整備や問題の解決には、行政機関だけでなく、その知識やノウハウを持った民間団体等との連携・協働も進めていきます。

3 推進体制・計画の進行管理

- 本計画の進行管理にあたっては、区民や地域団体等の幅広い関係者で構成される「墨田区青少年問題協議会」において、事業の実施状況を把握、点検していくとともに、子ども・若者の意向の反映に努め、社会状況に応じた切れ目のない施策の推進を図っていきます。
- 新たな課題や環境の変化、国等の動向に対応し、計画期間中においても、必要に応じて新たな対策を講じていきます。

【推進体制のイメージ図】





資料

1 墨田区子ども・若者実態調査結果報告書概要

(1) 調査の概要

- 目的：墨田区内の若者が日頃どのような生活を営み、どのような意識を持っているかを把握することで、今後の子ども・若者支援施策を進める上での参考資料として、調査を実施するものです。
- 調査名称：墨田区子ども・若者実態調査
- 調査対象：墨田区在住の19歳から29歳を無作為抽出
- 調査期間：平成30年6月22日から平成30年7月9日
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 回答数(回収率)：640通(21.6%)

① ひきこもり群・一般群の定義

ア 広義のひきこもり群の定義

今回の調査では、社会的自立に至っているかどうかに着目して、国が実施している「若者の生活に関する調査報告書」を引用して以下のように定義します。

■ ふだんの外出頻度について次のいずれかに回答した者で、かつ、その状態になってから6か月以上と回答した者【調査結果③④】

- ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のみときだけ外出する
- ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
- 自室からは出るが、家からは出ない
- 自室からほとんど出ない

から

■ 上記の状態になったきっかけについて、「病気」又は「妊娠」と回答した者【調査結果⑤】

■ ふだん自宅でよくしていることについて、家事・育児をすると回答した者【調査結果②】

■ 現在の就労状況について「専業主婦・主夫又は家事手伝い」と回答した者【調査結果⑩】

を除いた者

イ ひきこもり親和群の定義

- 次の4項目について、すべて「はい」と回答した者、又は、3項目に「はい」で1項目のみ「どちらかといえばはい」と回答した者
 - 家や自室に閉じこもっていて外に出ない人たちの気持ちがわかる
 - 自分も、家や自室に閉じこもりたいと思うことがある
 - 嫌な出来事があると、外に出たくなくなる
 - 理由があるなら家や自室に閉じこもるのも仕方がないと思う

から「広義のひきこもり群」を除いた者

ウ ひきこもり群の定義

本調査では、標本数の関係から「広義のひきこもり群」と「ひきこもり親和群」に該当する者を「ひきこもり群」として定義して集計しています。

エ 一般群の定義

回答者全体から「ひきこもり群」を除いた者で、ひきこもり群の抽出に関連する調査項目のすべてに回答した者です。

② インターネット依存者・非依存者の定義

ア インターネット依存者の定義

- インターネットの利用について、次の8項目のうち5項目以上に「はい」と回答した者【調査結果⑦】
 - インターネットに夢中になっていると感じるか
 - 満足を得るために、ネットを使う時間を長くしていかなければならないと感じるか
 - 使用時間を減らしたり、やめようとしたりしたが、うまくいかなかったことが度々あったか
 - ネットの使用をやめようとした時、落ち込みやイライラを感じるか
 - 意図したよりも、長時間オンラインの状態にいるか
 - ネットのため、大切な人間関係、学校、部活のことを危うくしたことがあったか
 - 熱中しすぎていることを隠すため、家族や身近な人にうそをついたことがあるか
 - 嫌な気持ちや不安、落ち込みから逃げるためにネットを使うか

イ インターネット非依存者の定義

回答者全体から「インターネット依存者」を除いた者で、インターネット依存者の抽出に関する調査項目すべてに回答した者です。

③ ひきこもり、インターネット依存者

	回答者数	広義の ひきこもり群	ひきこもり 親和群	ひきこもり群
墨田区	637 人	10 人 (1.57%)	69 人 (10.83%)	79 人 (12.40%)
参考) 国※	3,115 人	49 人 (1.57%)	150 人 (4.82%)	199 人 (6.39%)

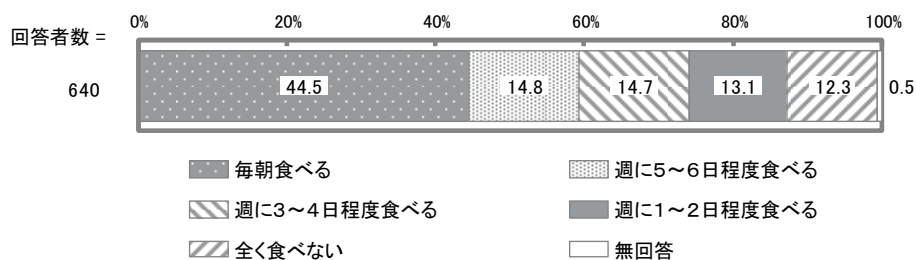
※平成 27 年度実施「若者の生活に関する調査報告書」(平成 28 年 9 月)

	回答者数	インターネット依存者
墨田区	635 人	75 人 (11.81%)

(2) 調査結果

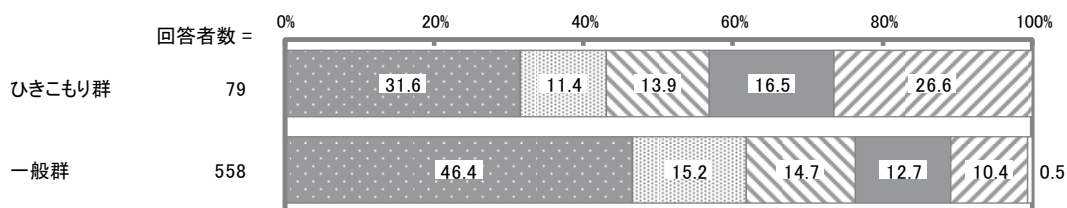
① 朝ごはんを食べる頻度について

「毎朝食べる」の割合が44.5%と最も高く、次いで「週に5～6日程度食べる」の割合が14.8%、「週に3～4日程度食べる」の割合が14.7%となっています。



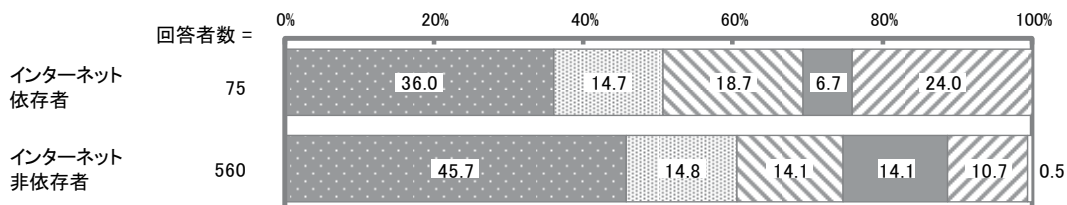
【ひきこもり群別】

ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で「全く食べない」の割合が高くなっています。



【インターネット依存別】

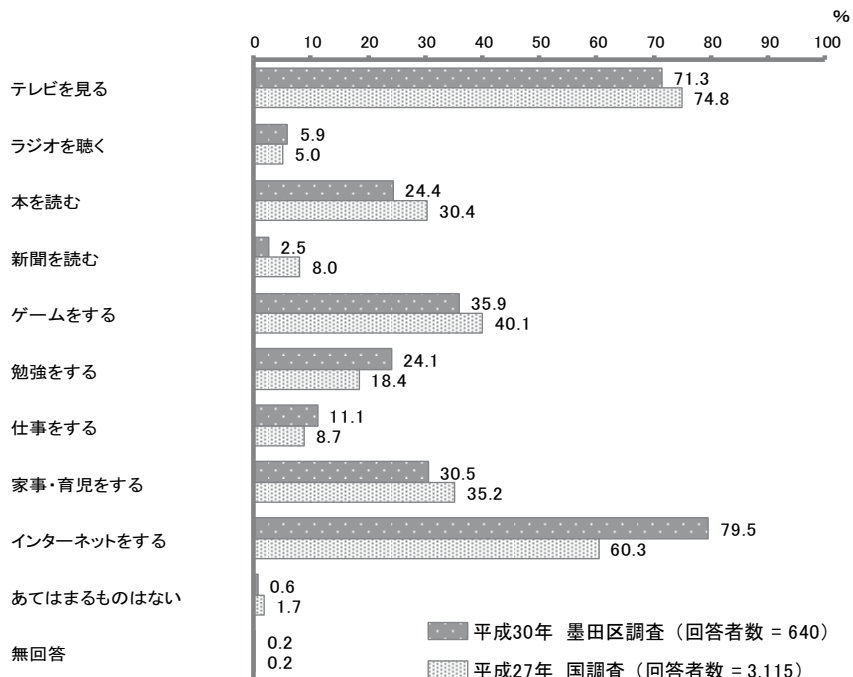
インターネット依存別でみると、インターネット非依存者に比べ、インターネット依存者で「全く食べない」の割合が高くなっています。



② 自宅にいるときによくしていることについて

「インターネットをする」の割合が79.5%と最も高く、次いで「テレビを見る」の割合が71.3%、「ゲームをする」の割合が35.9%となっています。

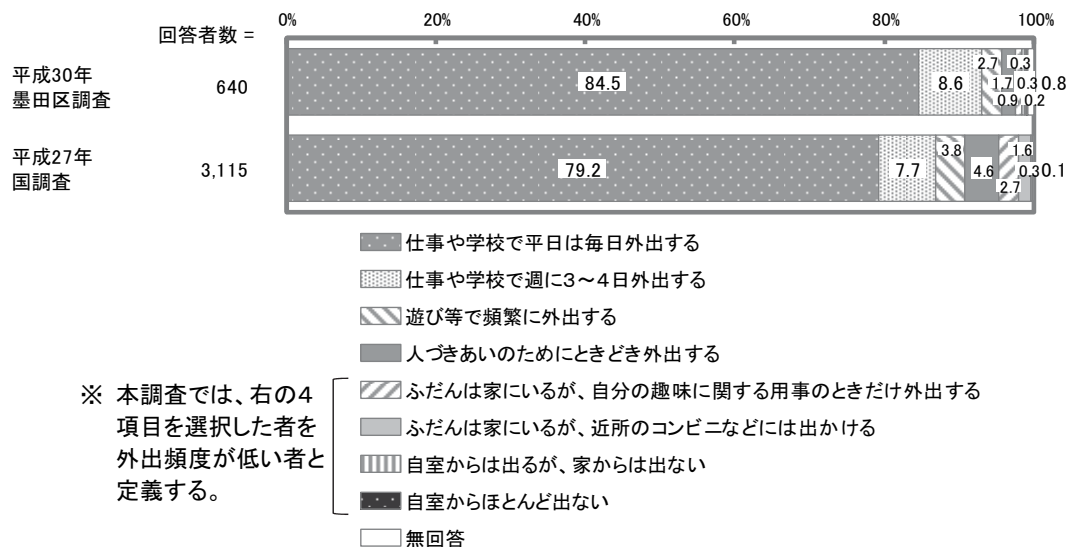
国調査と比較すると、「本を読む」「新聞を読む」の割合が低く、「勉強をする」「インターネットをする」の割合が高くなっています。



③ 外出頻度について

「仕事や学校で平日は毎日外出する」の割合が84.5%と最も高くなっています。

国調査と比較すると、「仕事や学校で平日は毎日外出する」の割合が高くなっています。

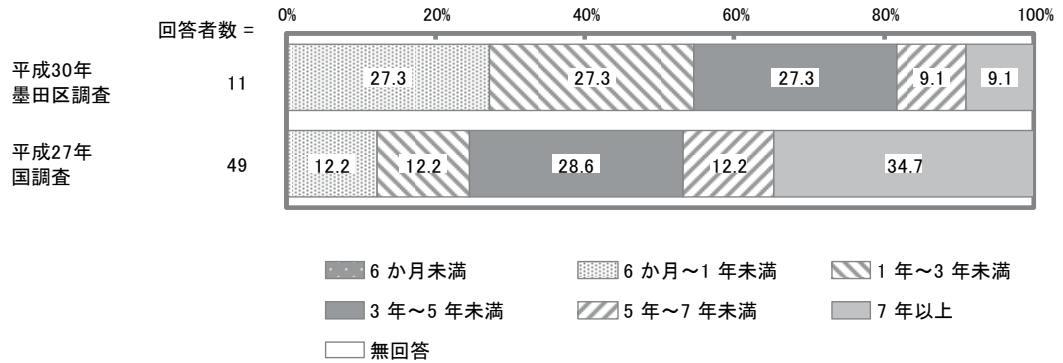


【④～⑥は、③において「※外出頻度が低い者」のみが回答する項目となっている。】

④ 現在の状態となってからの期間について

「6か月～1年未満」、「1年～3年未満」、「3年～5年未満」の割合が27.3%と最も高くなっています。

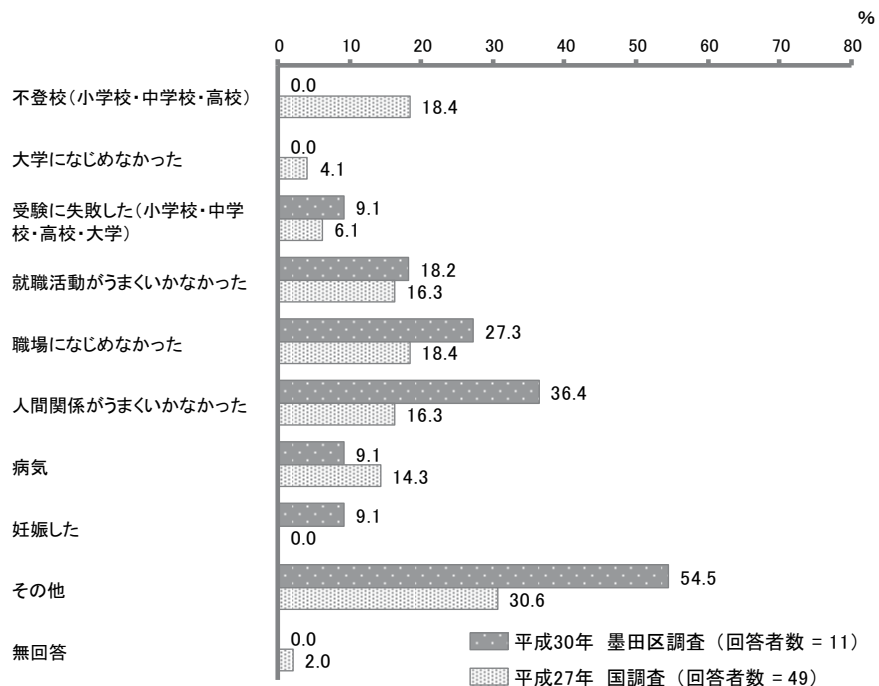
国調査と比較すると、「7年以上」の割合が低く、「6か月～1年未満」「1年～3年未満」の割合が高くなっています。



⑤ 現在の状態となったきっかけについて

「人間関係がうまくいかなかった」の割合が36.4%と最も高く、次いで「職場になじめなかった」の割合が27.3%、「就職活動がうまくいかなかった」の割合が18.2%となっています。

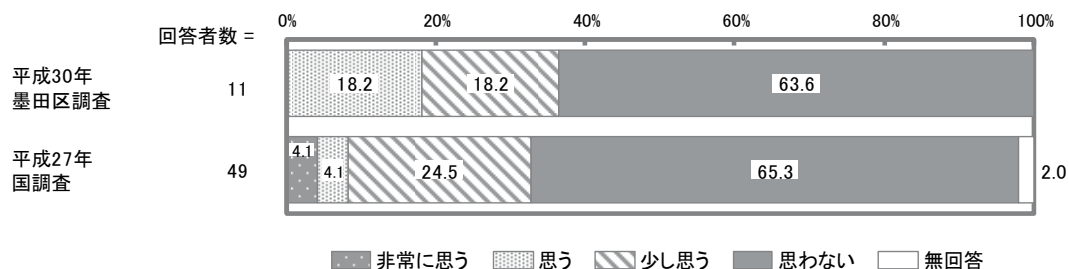
国調査と比較すると、「不登校（小学校・中学校・高校）」「病気」の割合が低く、「職場になじめなかった」「人間関係がうまくいかなかった」「妊娠した」の割合が高くなっています。



⑥ 現在の状態について、関係機関に相談したいと思うかについて

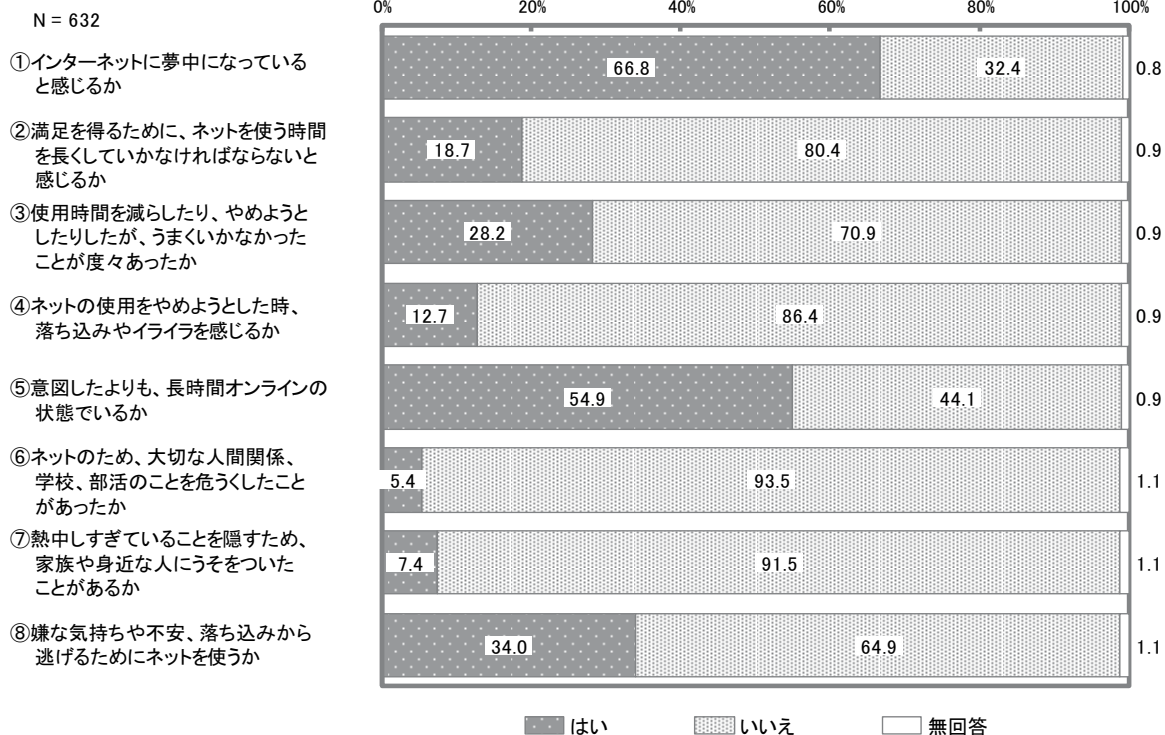
「非常に思う」、「思う」と「少し思う」をあわせた“相談したいと思う”の割合が36.4%、「思わない」の割合が63.6%となっています。

国調査と比較すると、“相談したいと思う”の割合が高くなっています



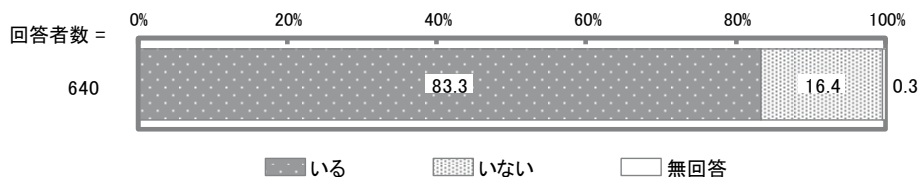
⑦ インターネットの利用について

①インターネットに夢中になっていると感じるか、⑤意図したよりも、長時間オンラインの状態であるかで「はい」の割合が高く、5割を超えています。



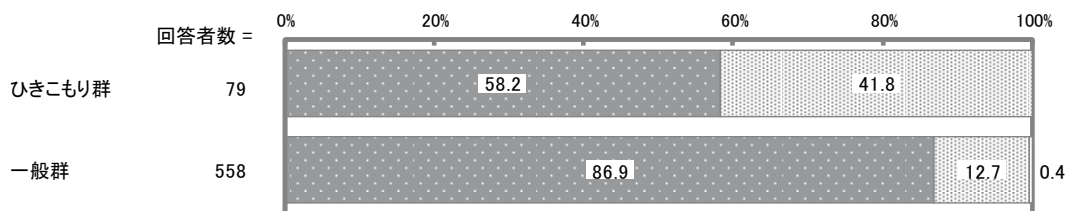
⑧ 親友と呼べる友人の有無について

「いる」の割合が83.3%、「いない」の割合が16.4%となっています。



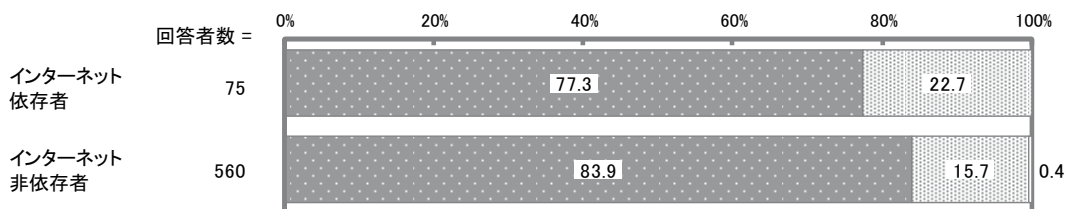
【ひきこもり群別】

ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で「いない」の割合が高くなっています。



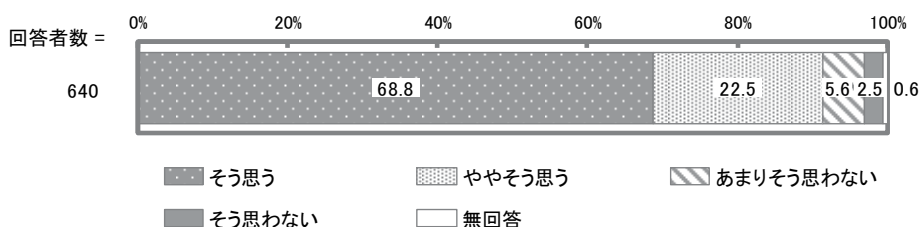
【インターネット依存別】

インターネット依存別でみると、インターネット非依存者に比べ、インターネット依存者で「いない」の割合が高くなっています。



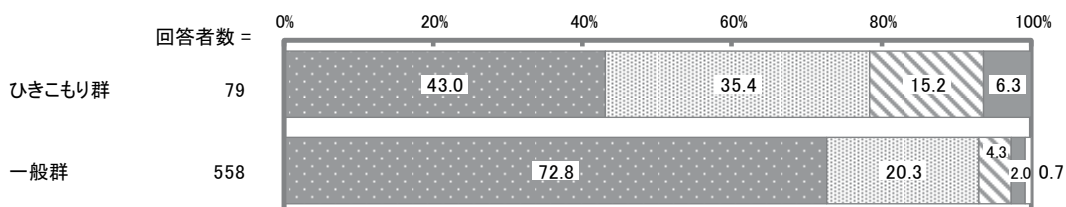
⑨ 家族とは仲が良いと思うかについて

「そう思う」と「ややそう思う」をあわせた“仲が良いと思う”の割合が91.3%、「あまりそう思わない」と「そう思わない」をあわせた“仲が良いと思わない”の割合が8.1%となっています。



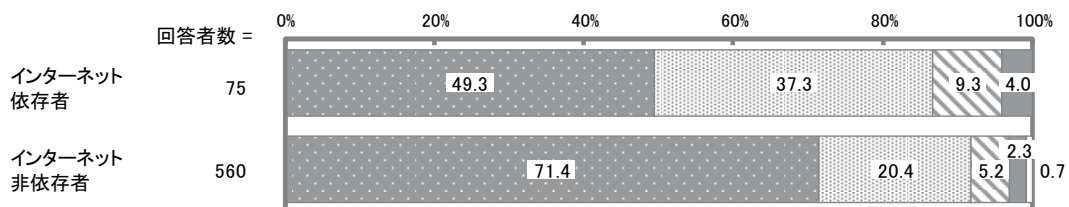
【ひきこもり群別】

ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で“仲が良いと思わない”の割合が高くなっています。



【インターネット依存別】

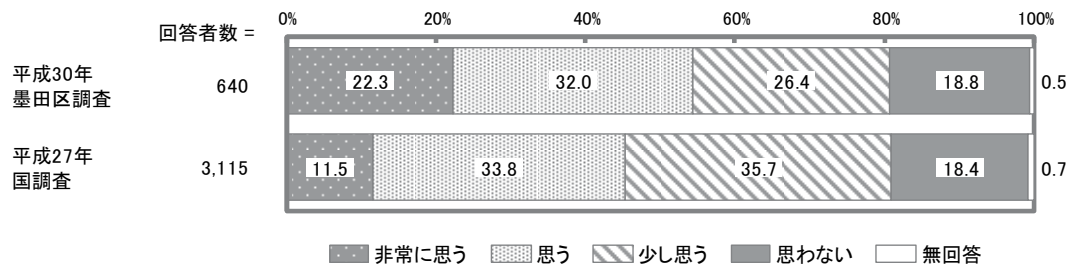
インターネット依存別でみると、インターネット非依存者に比べ、インターネット依存者で“仲が良いと思わない”の割合が高くなっています。



⑩ 悩み事を誰かに相談したいと思うかについて

「思う」の割合が32.0%と最も高く、次いで「少し思う」の割合が26.4%、「非常に思う」の割合が22.3%となっています。

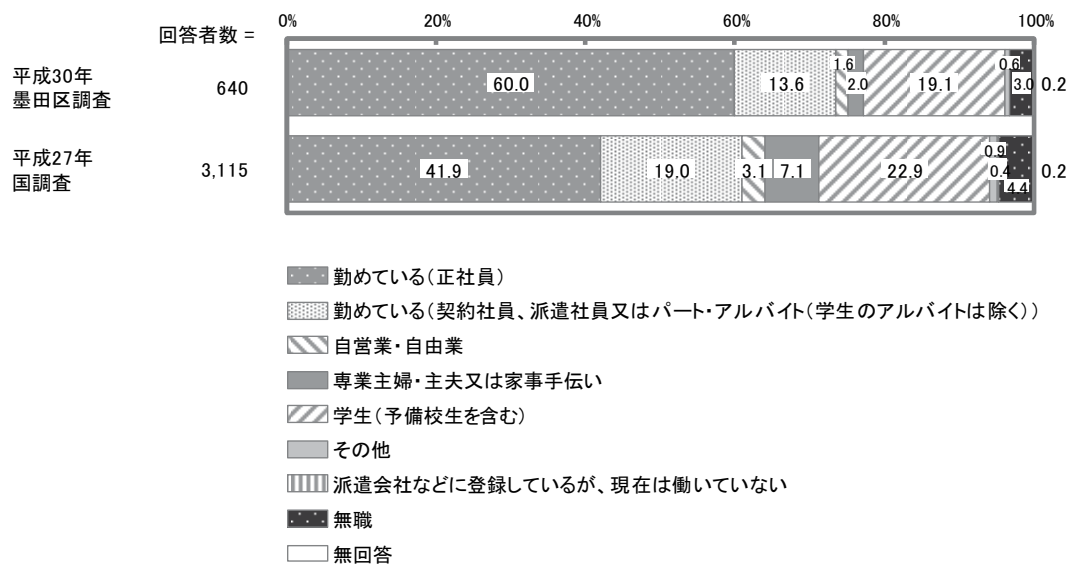
国調査と比較すると、「少し思う」の割合が低く、「非常に思う」の割合が高くなっています。



⑪ 現在の就労状況について

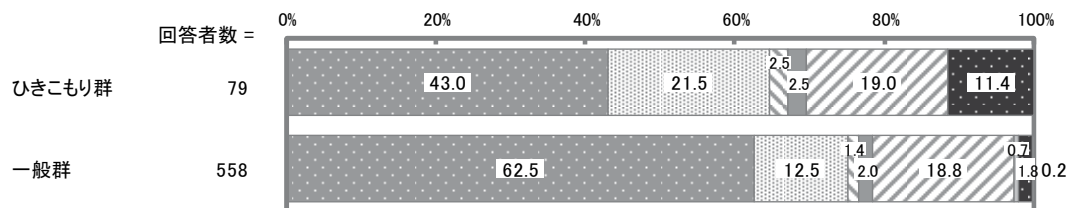
「勤めている（正社員）」の割合が60.0%と最も高く、次いで「学生（予備校生を含む）」の割合が19.1%、「勤めている（契約社員、派遣社員又はパート・アルバイト（学生のアルバイトは除く）」の割合が13.6%となっています。

国調査と比較すると、「勤めている（契約社員、派遣社員又はパート・アルバイト（学生のアルバイトは除く）」「専業主婦・主夫又は家事手伝い」の割合が低く、「勤めている（正社員）」の割合が高くなっています。



【ひきこもり群別】

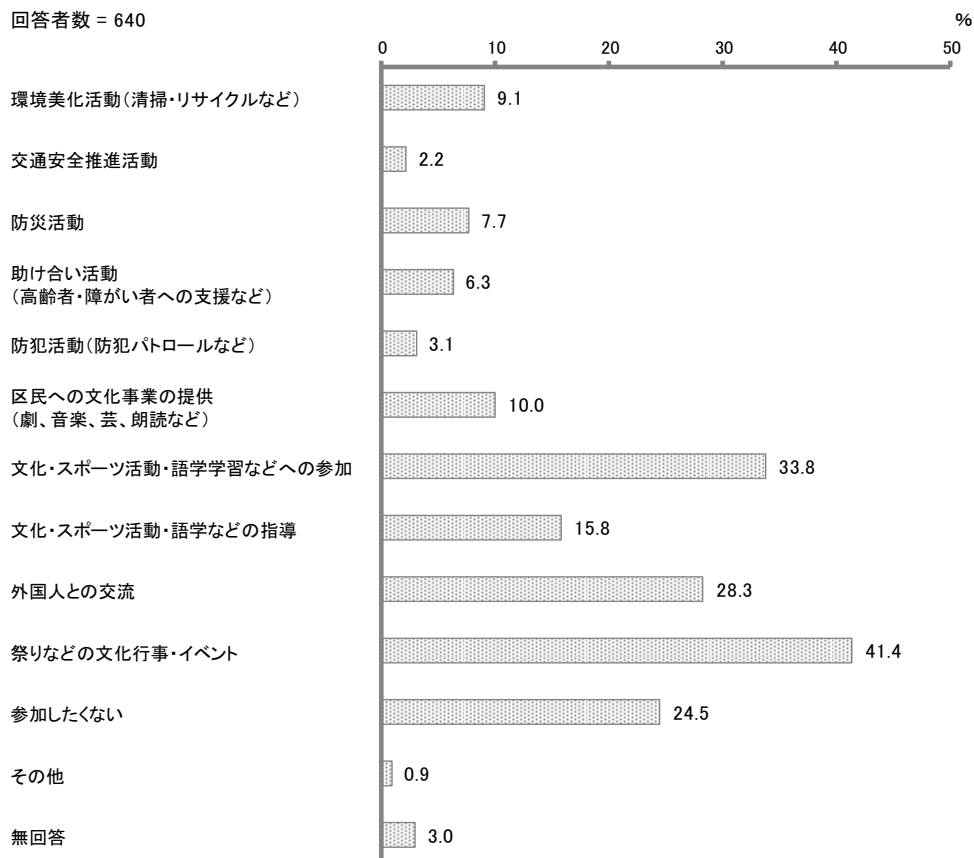
ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で「勤めている（契約社員、派遣社員又はパート・アルバイト（学生のアルバイトは除く）」「無職」の割合が高くなっています。



⑫ 実際に参加している地域活動、または参加してみたい地域活動について

「祭りなどの文化行事・イベント」の割合が41.4%と最も高く、次いで「文化・スポーツ活動・語学学習などへの参加」の割合が33.8%、「外国人との交流」の割合が28.3%となっています。

回答者数 = 640



【ひきこもり群別】

ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で「参加したくない」の割合が高くなっています。また、一般群で「環境美化活動（清掃・リサイクルなど）」「防災活動」「文化・スポーツ活動・語学学習などへの参加」「文化・スポーツ活動・語学などの指導」「外国人との交流」「祭りなどの文化行事・イベント」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	有効回答数（件）	環境美化活動（清掃・リサイクルなど）	交通安全推進活動	防災活動	助け合い活動（高齢者・障がい者への支援など）	防犯活動（防犯パトロールなど）	区民への文化事業の提供（劇、音楽、芸、朗読など）	文化・スポーツ活動・語学学習などへの参加	文化・スポーツ活動・語学などの指導	外国人との交流	祭りなどの文化行事・イベント	参加したくない	その他	無回答
ひきこもり群	79	3.8	—	1.3	6.3	1.3	8.9	19.0	7.6	13.9	26.6	49.4	2.5	1.3
一般群	558	9.7	2.5	8.6	6.3	3.4	10.2	36.0	17.0	30.5	43.4	21.0	0.7	3.2

【インターネット依存別】

インターネット依存別でみると、インターネット非依存者に比べ、インターネット依存者で「助け合い活動（高齢者・障がい者への支援など）」「外国人との交流」の割合が高くなっています。また、インターネット非依存者で「祭りなどの文化行事・イベント」の割合が高くなっています。

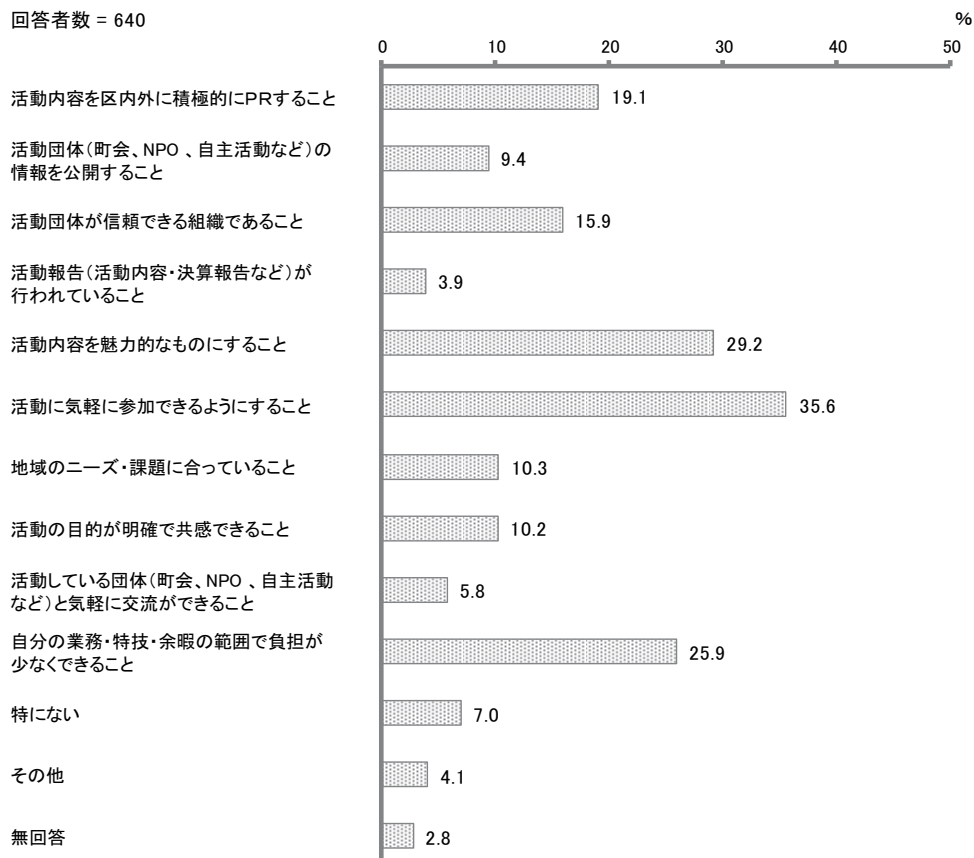
単位：％

区分	有効回答数（件）	環境美化活動（清掃・リサイクルなど）	交通安全推進活動	防災活動	助け合い活動（高齢者・障がい者への支援など）	防犯活動（防犯パトロールなど）	区民への文化事業の提供（劇、音楽、芸、朗読など）	文化・スポーツ活動・語学学習などへの参加	文化・スポーツ活動・語学などの指導	外国人との交流	祭りなどの文化行事・イベント	参加したくない	その他	無回答
インターネット依存者	75	12.0	2.7	8.0	10.7	5.3	10.7	33.3	18.7	37.3	33.3	24.0	1.3	—
インターネット非依存者	560	8.8	2.1	7.7	5.7	2.9	10.0	33.9	15.5	27.1	42.7	24.1	0.9	3.4

⑬ 地域活動に多くの人が参加するために必要なことについて

「活動に気軽に参加できるようにすること」の割合が35.6%と最も高く、次いで「活動内容を魅力的なものにすること」の割合が29.2%、「自分の業務・特技・余暇の範囲で負担が少なくできること」の割合が25.9%となっています。

回答者数 = 640



【ひきこもり群別】

ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で「自分の業務・特技・余暇の範囲で負担が少なくできること」の割合が高くなっています。また、一般群で「活動内容を区内外に積極的にPRすること」「活動団体（町会、NPO、自主活動など）の情報を公開すること」「活動内容を魅力的なものにすること」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	有効回答数(件)	活動内容を区内外に積極的にPRすること	活動団体(町会、NPO、自主活動など)の情報を公開すること	活動団体が信頼できる組織であること	活動報告(活動内容・決算報告など)が行われていること	活動内容を魅力的なものにすること	活動に気軽に参加できるようなすること
ひきこもり群	79	11.4	3.8	13.9	5.1	22.8	35.4
一般群	558	20.1	10.0	16.1	3.6	30.1	35.8

区分	地域のニーズ・課題に合っていること	活動の目的が明確で共感できること	活動している団体(町会、NPO、自主活動など)と気軽に交流ができること	自分の業務・特技・余暇の範囲で負担が少なくできること	特にない	その他	無回答
ひきこもり群	8.9	7.6	5.1	35.4	11.4	6.3	2.5
一般群	10.6	10.6	5.9	24.7	6.5	3.8	2.9

【インターネット依存別】

インターネット依存別でみると、インターネット非依存者に比べ、インターネット依存者で「活動内容を区内外に積極的にPRすること」「活動に気軽に参加できるようなすること」の割合が高くなっています。

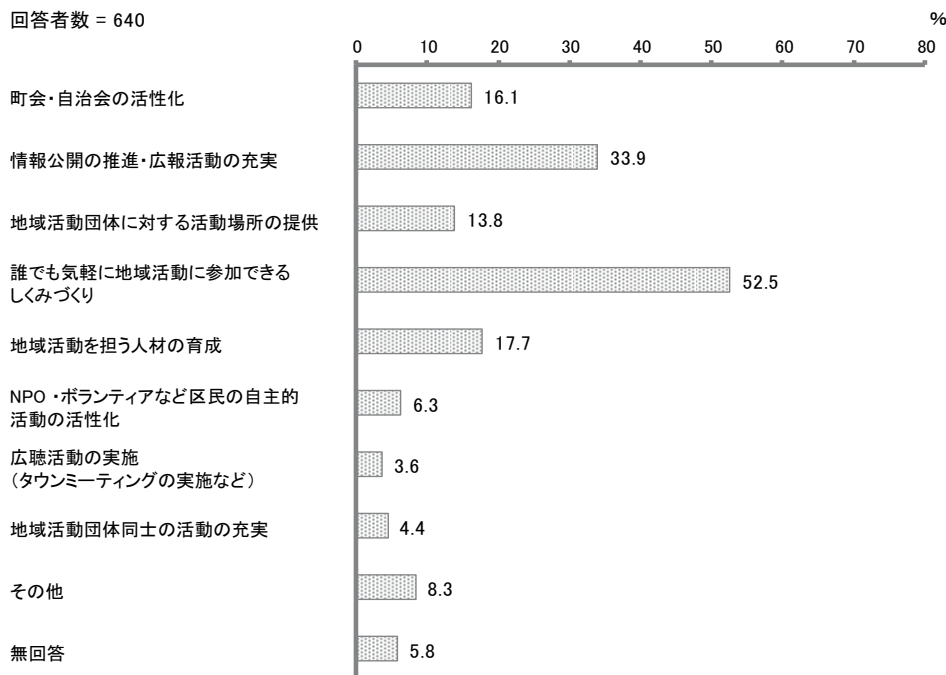
単位：％

区分	有効回答数(件)	活動内容を区内外に積極的にPRすること	活動団体(町会、NPO、自主活動など)の情報を公開すること	活動団体が信頼できる組織であること	活動報告(活動内容・決算報告など)が行われていること	活動内容を魅力的なものにすること	活動に気軽に参加できるようなすること
インターネット依存者	75	24.0	12.0	16.0	4.0	32.0	40.0
インターネット非依存者	560	18.6	9.1	15.9	3.9	28.8	35.0

区分	地域のニーズ・課題に合っていること	活動の目的が明確で共感できること	活動している団体(町会、NPO、自主活動など)と気軽に交流ができること	自分の業務・特技・余暇の範囲で負担が少なくできること	特にない	その他	無回答
インターネット依存者	6.7	8.0	6.7	25.3	5.3	4.0	—
インターネット非依存者	10.7	10.5	5.7	25.9	7.3	4.1	3.0

⑭ 墨田区の地域力を高めるため、区が進めるべき取組について

「誰でも気軽に地域活動に参加できるしくみづくり」の割合が52.5%と最も高く、次いで「情報公開の推進・広報活動の充実」の割合が33.9%、「地域活動を担う人材の育成」の割合が17.7%となっています。



【インターネット依存別】

インターネット依存別でみると、インターネット非依存者に比べ、インターネット依存者で「情報公開の推進・広報活動の充実」「誰でも気軽に地域活動に参加できるしくみづくり」「NPO・ボランティアなど区民の自主的活動の活性化」の割合が高くなっています。また、インターネット非依存者で「町会・自治会の活性化」の割合が高くなっています。

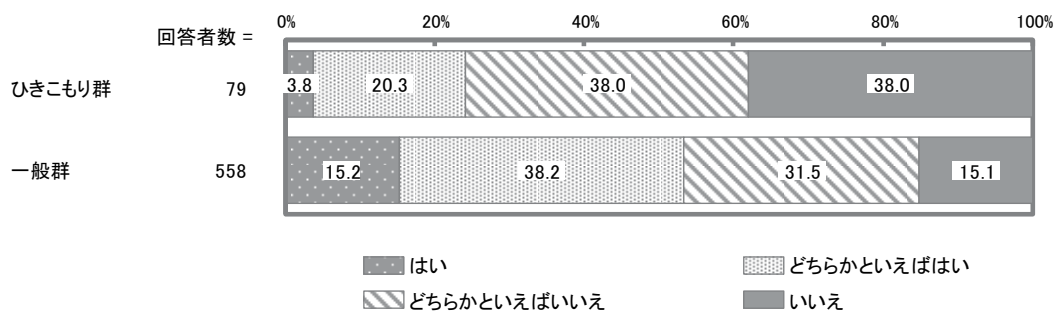
単位：%

区分	有効回答数 (件)	町会・自治会の活性化	情報公開の推進・広報活動の充実	地域活動団体に対する活動場所の提供	誰でも気軽に地域活動に参加できるしくみづくり	地域活動を担う人材の育成	NPO・ボランティアなど区民の自主的活動の活性化	広聴活動の実施 (タウンミーティングの実施など)	地域活動団体同士の活動の充実	その他	無回答
インターネット依存者	75	10.7	44.0	12.0	61.3	16.0	10.7	4.0	6.7	5.3	2.7
インターネット非依存者	560	17.0	32.7	13.9	51.6	17.7	5.5	3.6	4.1	8.8	6.1

⑮ 自分に自信があるかについて

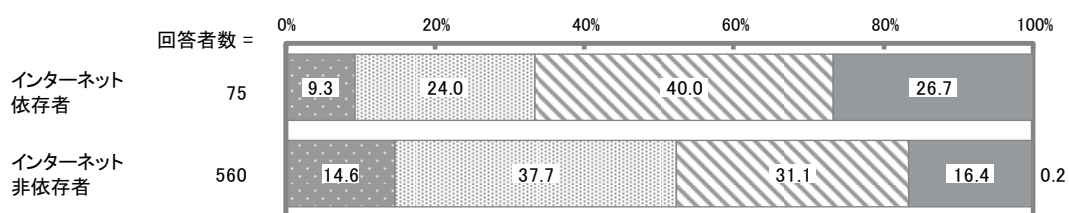
【ひきこもり群別】

ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で“いいえ”の割合が高くなっています。



【インターネット依存別】

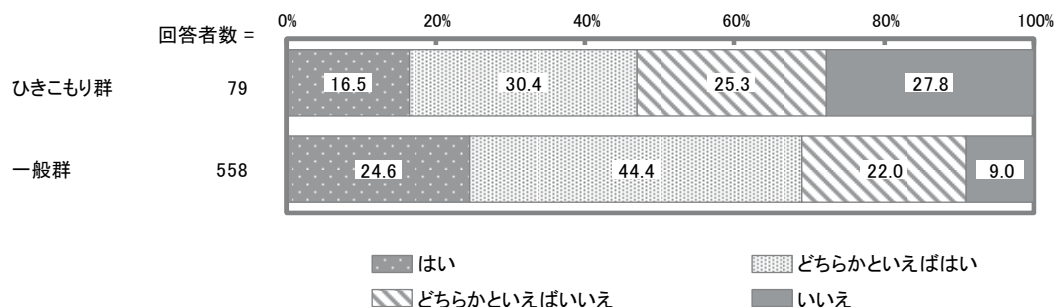
インターネット依存別でみると、インターネット非依存者に比べ、インターネット依存者で“いいえ”の割合が高くなっています。



⑯ 自分のことが好きかどうかについて

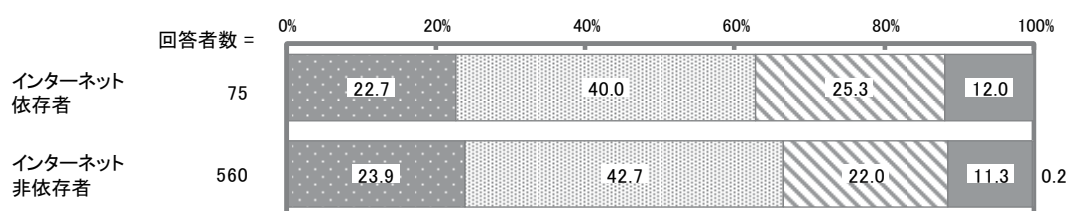
【ひきこもり群別】

ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で“いいえ”の割合が高くなっています。



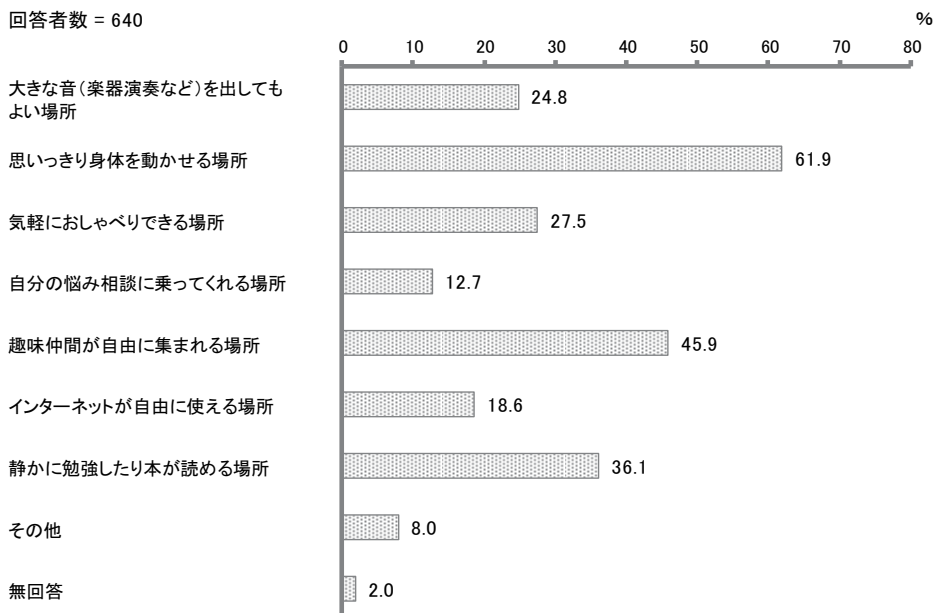
【インターネット依存別】

インターネット依存別でみると、大きな差異はみられません。



⑰ 墨田区にあればよいと思う若者向けの場所について

「思いっきり身体を動かせる場所」の割合が61.9%と最も高く、次いで「趣味仲間が自由に集まれる場所」の割合が45.9%、「静かに勉強したり本が読める場所」の割合が36.1%となっています。



【ひきこもり群別】

ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で「自分の悩み相談に乗ってくれる場所」「インターネットが自由に使える場所」の割合が高くなっています。また、一般群で「気軽にしゃべりできる場所」「趣味仲間が自由に集まれる場所」「静かに勉強したり本が読める場所」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	有効回答数(件)	大きな音(楽器演奏など)を出してもよい場所	思いっきり身体を動かせる場所	気軽にしゃべりできる場所	自分の悩み相談に乗ってくれる場所	趣味仲間が自由に集まれる場所	インターネットが自由に使える場所	静かに勉強したり本が読める場所	その他	無回答
ひきこもり群	79	25.3	60.8	19.0	24.1	39.2	29.1	31.6	13.9	1.3
一般群	558	24.9	62.2	28.5	11.1	46.8	17.0	36.7	7.2	2.2

【インターネット依存別】

インターネット依存別でみると、インターネット非依存者に比べ、インターネット依存者で「自分の悩み相談に乗ってくれる場所」「趣味仲間が自由に集まれる場所」の割合が高くなっています。また、インターネット非依存者で「思いっきり身体を動かせる場所」の割合が高くなっています。

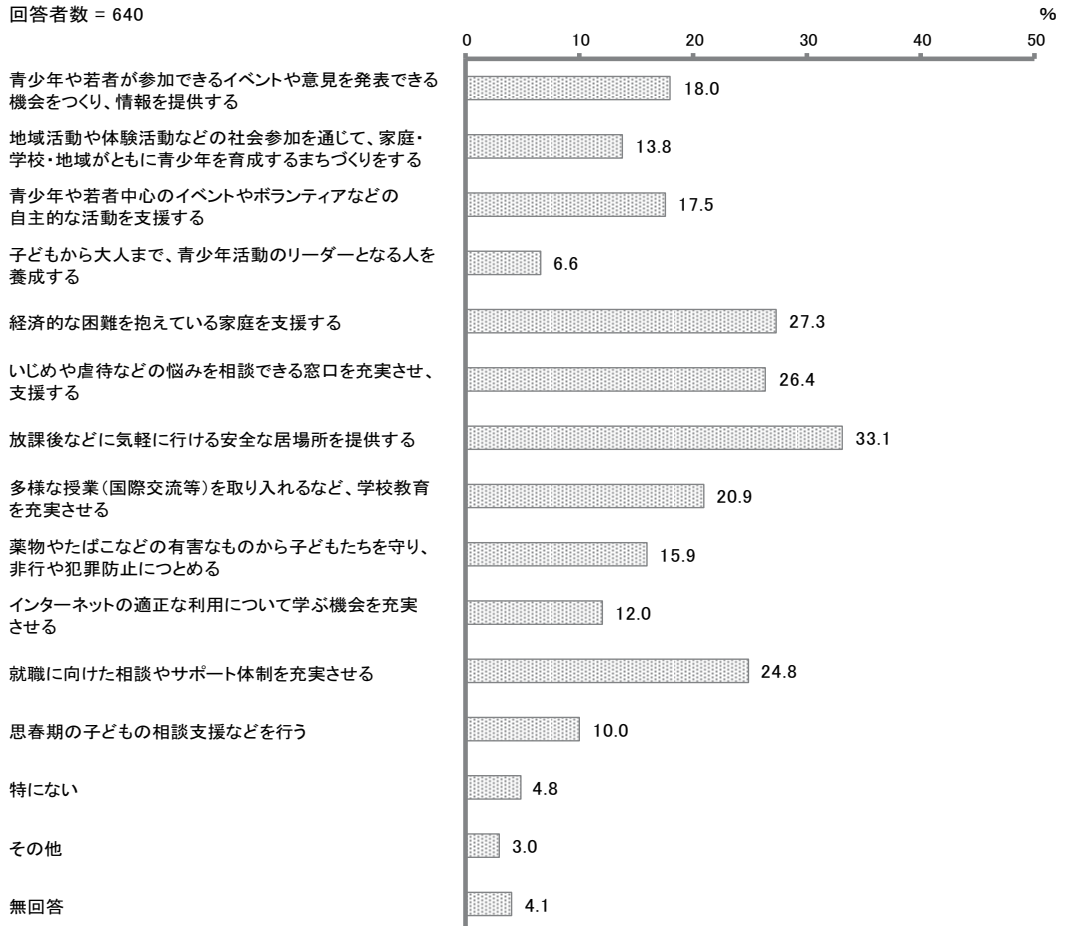
単位：％

区分	有効回答数(件)	大きな音(楽器演奏など)を出してもよい場所	思いっきり身体を動かせる場所	気軽にしゃべりできる場所	自分の悩み相談に乗ってくれる場所	趣味仲間が自由に集まれる場所	インターネットが自由に使える場所	静かに勉強したり本が読める場所	その他	無回答
インターネット依存者	75	22.7	50.7	32.0	24.0	54.7	20.0	37.3	8.0	—
インターネット非依存者	560	25.2	63.4	27.1	11.3	45.0	18.0	35.5	8.0	2.3

⑱ 墨田区が取り組む青少年や若者の施策へ望むことについて

「放課後などに気軽に行ける安全な居場所を提供する」の割合が33.1%と最も高く、次いで「経済的な困難を抱えている家庭を支援する」の割合が27.3%、「いじめや虐待などの悩みを相談できる窓口を充実させ、支援する」の割合が26.4%となっています。

回答者数 = 640

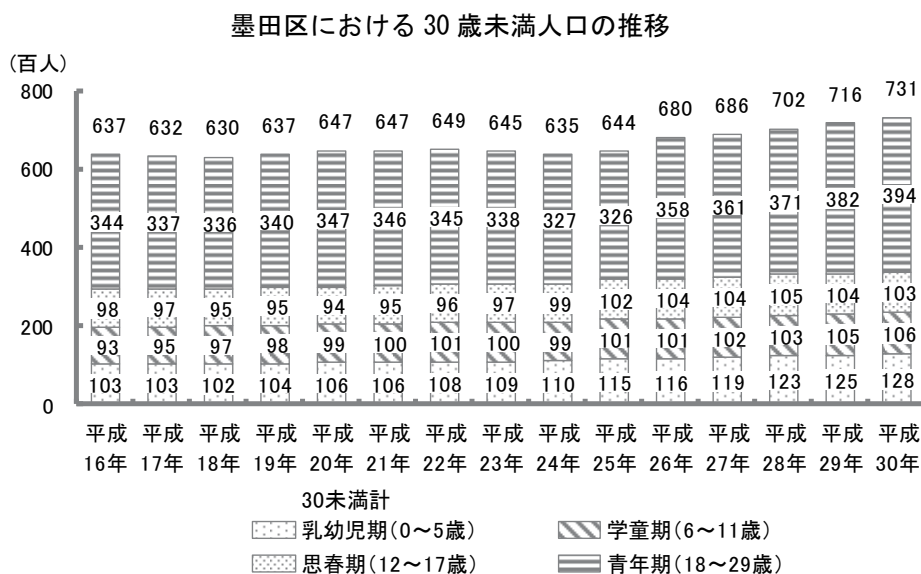


2 墨田区 30 歳未満人口状況

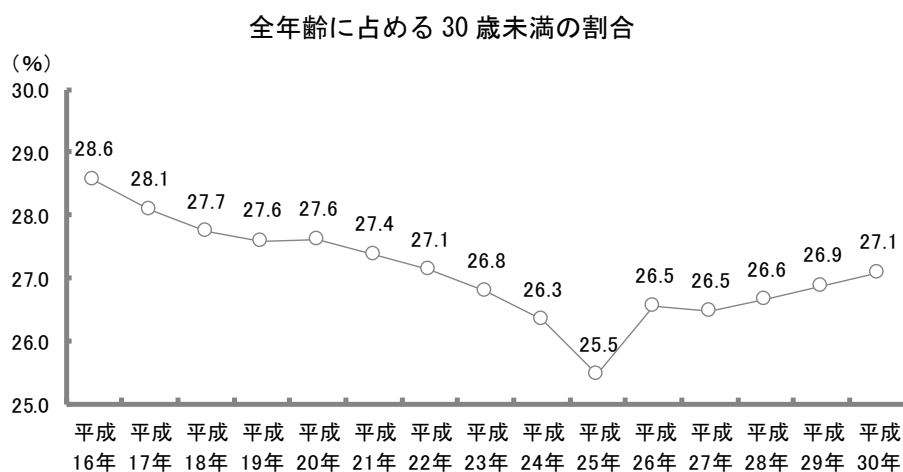
(1) 墨田区における30歳未満人口の推移

① 墨田区における 30 歳未満人口の推移

平成 30 年 4 月 1 日現在、墨田区に住む 30 歳未満の人口は 73,089 人です。



(2) 全年齢に占める30歳未満の割合



3 委員名簿と審議経過

(1) 墨田区青少年問題協議会委員名簿

墨田区青少年問題協議会委員名簿

平成31年1月現在【敬称略】

職名	選出区分	氏名	備考
会長	墨田区長	山本 亨	
委員	区議会議員	はねだ 福代	
		坂井 ヌカコ	
		あさの 清美	
		堀 よしあき	
	学識経験者	渡邊 圭三	区立小学校長会会長
		浦山 裕志	区立中学校長会会長
		鯨岡 廣隆	高等学校長代表
		吉川 宜範	私立幼稚園連合会会長
		白土 大輔	区立小学校PTA協議会会長
		鳴海 光友	区立中学校PTA連合会会長
		米田 佳代子	青少年委員協議会会長
		小澤 裕二	少年団体連合会会長
		島田 泰子	スポーツ推進委員協議会会長
		鎌形 由美子	民生委員・児童委員協議会会長
		廣田 健史	本所防犯協会会長
		岩田 庸一郎	向島防犯協会会長
		寺内 照恒	保護司会会長
		甚野 永子	墨中地区青少年育成委員会委員長
		安藤 玲子	本中地区青少年育成委員会委員長
		近藤 隆	両中地区青少年育成委員会委員長
根里 美佐	竪中地区青少年育成委員会委員長		
片岡 庄一郎	錦中地区青少年育成委員会委員長		
坂井 正廣	吾嬬二中地区青少年育成委員会委員長		
堀口 義晃	寺中地区青少年育成委員会委員長		
田口 武司	文花中地区青少年育成委員会委員長		
長谷川 豊	桜堤中地区青少年育成委員会委員長		
小林 謙一	吾嬬立花中地区青少年育成委員会委員長		

職名	選出区分	氏名	備考
委員	関係行政機関の職員	宿谷政文	本所警察署長
		谷中敏晃	向島警察署長
		大浦俊哉	東京都江東児童相談所長
		堀内勝	墨田公共職業安定所長
		今村祥一	東京家庭裁判所主任家庭裁判所調査官
		田島薫	東京保護観察所保護観察官
		高橋幸樹	向島労働基準監督署長
	区の職員	高野祐次	副区長
		加藤裕之	教育委員会教育長
		鹿島田和宏	産業観光部長
		青木剛	福祉保健部長
		伊津野孝	福祉保健部保健衛生担当部長
		岩佐一郎	子ども・子育て支援部長

(2) 墨田区青少年問題協議会専門委員会委員名簿

墨田区青少年問題協議会専門委員会委員名簿 平成30年5月～平成31年3月【敬称略】

選出区分	氏名	備考
学識経験者	尾崎 昌宏	区立小学校PTA協議会代表
	鳴海 光友	区立中学校PTA連合会代表
	田口 武司	青少年育成委員会連絡協議会代表
	黒田 佐恵子	青少年委員協議会代表
	小澤 裕二	少年団体連合会代表
	齋藤 正樹	民生委員・児童委員協議会代表
	寺内 照恒	保護司会代表（6月30日まで）
	本田 隆見	保護司会代表（7月1日から）
	渡邊 圭三	区立小学校長会代表
	杉浦 伸一	区立中学校長会代表
	菅原 敏雄	高等学校長代表
関係行政機関の職員	成田 祐介	本所警察署生活安全課代表
	吉村 久美子	向島警察署生活安全課代表
	柏葉 英彦	墨田公共職業安定所代表
区の職員	小坂橋 一之	企画経営室政策担当課長
	前田 恵子	地域力支援部参事
	田村 俊彦	産業観光部経営支援課長
	倉松 邦多	福祉保健部生活福祉課長
	福田 純子	保健衛生担当向島保健センター所長
	浮田 康宏	子ども・子育て支援部子育て支援課長
	後藤 隆宏	教育委員会事務局次長
	横山 圭介	教育委員会事務局指導室長

(3) 策定経過

「墨田区子ども・若者計画」の策定経過

時 期	内 容
平成 30 年 2 月	平成 29 年度墨田区青少年問題協議会 (2/8) <ul style="list-style-type: none"> ■ (仮称) 墨田区子ども・若者計画策定について諮問 ■ 計画策定についての概要説明
平成 30 年 6 月	第 1 回墨田区青少年問題協議会専門委員会 (6/4) <ul style="list-style-type: none"> ■ (仮称) 墨田区子ども・若者計画の基本的な考え方について ■ 墨田区子ども・若者実態調査内容の検討
平成 30 年 9 月	第 2 回墨田区青少年問題協議会専門委員会 (9/27) <ul style="list-style-type: none"> ■ 墨田区子ども・若者実態調査の結果報告 ■ (仮称) 墨田区子ども・若者計画 (骨子案) の検討
平成 30 年 10 月	第 3 回墨田区青少年問題協議会専門委員会 (10/23) <ul style="list-style-type: none"> ■ (仮称) 墨田区子ども・若者計画 (素案) の検討
平成 30 年 11 月	平成 30 年度第 1 回墨田区青少年問題協議会 (11/9) <ul style="list-style-type: none"> ■ 墨田区子ども・若者計画 (素案) の検討
平成 30 年 12 月	パブリックコメント (12/6~1/4)
平成 31 年 1 月	平成 30 年度第 2 回墨田区青少年問題協議会 (1/31) <ul style="list-style-type: none"> ■ パブリックコメント報告 ■ 墨田区子ども・若者計画 (案) の検討 ■ 墨田区子ども・若者計画策定の答申

4 関係法令

(1) 墨田区青少年問題協議会条例

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条の規定に基づき、区長の附属機関として、墨田区青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(昭42条6・平12条49・平12条68・平26条14・一部改正)

(組織)

第2条 協議会は、会長及び45人以内の委員をもって組織する。

2 会長は、区長をもって充てる。

3 協議会に副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員は、次に掲げる者につき、区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 区議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 区の職員

(平26条14・全部改正)

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、委嘱され、又は任命された時における前条第4項各号に掲げる身分を失ったときは、第1項の規定にかかわらず、委員の身分を失う。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

4 区長は、委員に職務遂行上の支障があり、又は委員としてふさわしくない行為があったと認めるときは、第1項の規定にかかわらず、協議会の意見を聴いて、委員を解任することができる。

(平26条14・全部改正)

(会長及び副会長の権限)

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長にともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(平26条14・一部改正)

(招集)

第5条 協議会の会議は、区長が招集する。

(平26条14・一部改正)

(定足数及び表決数)

第6条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平26条14・一部改正)

(専門委員会)

第7条 協議会の審議事項等について専門の事項を調査させるため、協議会に専門委員会を置くことができる。

(平26条14・追加)

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、墨田区規則で定める。

(平26条14・旧第7条繰下・一部改正)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和42年3月24日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年7月11日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年12月12日条例第68号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則(平成26年3月28日条例第14号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(2) 墨田区青少年問題協議会条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、墨田区青少年問題協議会条例(昭和30年墨田区条例第2号。以下「条例」という。)に基づき、墨田区青少年問題協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。
(昭50規29・平19規5・一部改正)

(委員)

第2条 条例第2条第4項第3号の関係行政機関の職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 本所警察署長
- (2) 向島警察署長
- (3) 東京都江東児童相談所長
- (4) 墨田公共職業安定所長
- (5) 東京家庭裁判所主任家庭裁判所調査官
- (6) 東京保護観察所保護観察官
- (7) 向島労働基準監督署長

2 条例第2条第4項第4号の区の職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 副区長
- (2) 教育長
- (3) 産業観光部長
- (4) 福祉保健部長
- (5) 福祉保健部保健衛生担当部長
- (6) 子ども・子育て支援部長

(昭40規23・昭48規43・昭50規29・平19規5・平25規46・平26規16・平30規1・一部改正)

(協議会の会議)

第3条 協議会の会議は、随時必要に応じて開催するものとする。

(平26規16・一部改正)

(議案の提出)

第4条 委員は、議案を提出しようとするときは、文書によりその件名、提出理由及び必要な資料を協議会の会議の開催7日前までに会長に提出するものとする。

(昭50規29・平25規46・平26規16・一部改正)

(専門委員会の所掌事項)

第5条 専門委員会は、会長の命を受け、協議会の施策に反映させるため、次に掲げる事項について調査を行う。

- (1) 青少年を取り巻く環境の浄化に関すること。
- (2) 青少年の健全育成に関すること。
- (3) その他青少年問題に関すること。

(平26規16・全部改正)

(専門委員会の構成等)

第6条 専門委員会の構成その他必要な事項は、会長が別に定める。

(平26規16・追加)

(協議会及び専門委員会の庶務)

第7条 協議会及び専門委員会の庶務は、墨田区教育委員会事務局地域教育支援課において処理する。

(平26規16・追加、平29規31・一部改正)

(委任)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、区長が定める。

(平26規16・旧第6条繰下)

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和30年11月1日から適用する。

付 則 (昭和40年3月31日規則第23号)

この規則は、昭和40年4月1日から施行する。

付 則 (昭和48年10月31日規則第43号)

この規則は、昭和48年11月1日から施行する。

付 則 (昭和50年3月31日規則第29号)

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年3月8日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項第1号の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年4月30日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成26年3月31日規則第16号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年3月30日規則第31号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年1月31日規則第1号)

この規則は、平成30年2月1日から施行する。

(3) 子ども・若者育成支援推進法（平成21年7月8日法律第71号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保

護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。

- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

（国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（法制上の措置等）

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

第二章 子ども・若者育成支援施策

（子ども・若者育成支援施策の基本）

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（子ども・若者育成支援推進大綱）

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針
- 二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項
 - イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生

保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行

うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの(以下「関係機関等」という。)は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援(以下この章において単に「支援」という。)を行うよう努めるものとする。

一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。

二 医療及び療養を受けることを助けること。

三 生活環境を改善すること。

四 修学又は就業を助けること。

五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営

むために必要な知識技能の習得を助けること。

六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

- 2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。

二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。

三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

- 2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成

機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

- 2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

- 2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

- 2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。
- 3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力をを行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 子ども・若者育成支援推進本部

(設置)

第二十六条 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務等)

第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

(組織)

第二十八条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

(子ども・若者育成支援推進本部長)

第二十九条 本部の長は、子ども・若者育成支援推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(子ども・若者育成支援推進副本部長)

第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十四号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(子ども・若者育成支援推進本部員)

第三十一条 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 総務大臣
- 三 法務大臣
- 四 文部科学大臣
- 五 厚生労働大臣
- 六 経済産業大臣
- 七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び

副本部長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【以下省略】

(4) 子供・若者育成支援推進大綱(平成28年2月9日 子ども・若者育成支援推進本部)

～全ての子供・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指して～

第1 はじめに

子供・若者は、親等の家族にとっても、社会にとっても、大きな可能性を秘めたかけがえない存在である。一人一人の子供・若者が持つ能力や生まれ育つ環境は異なっても、全ての子供・若者が、身近な愛情に包まれながら挑戦と試行錯誤を繰り返す中で、自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、社会的に自立した個人として健やかに成長するとともに、多様な他者と協働しながら明るい未来を切り拓くことが求められている。

子供・若者の育成支援は、家庭を中心として、国及び地方公共団体、学校、企業、地域等が各々の役割を果たすとともに、相互に協力・連携し、社会全体で取り組むべき課題である。その際には、一人一人の子供・若者の立場に立って、児童の権利に関する条約等に示されている子供・若者の人権の尊重及び擁護の観点も踏まえ、生涯を見通した長期的視点及び発達段階についての適確な理解の下、最善の利益が考慮される必要がある。

我々は皆、自らの行動を通じて、次代を担う子供・若者に正義感や倫理観、思いやりの心を育むことができる。さらに、あらゆる子供・若者に自立の機会と活躍の場を用意するために、それぞれの子供・若者の置かれた状況等にきめ細かに応じた支援を総合的・体系的・継続的に実施することにより、安心安全と信頼のネットワークに支えられた共生社会の構築に一層の関心を払うべきである。

我々は、全ての子供・若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現を総掛かりで目指していく。

(家庭を巡る現状と課題)

三世代世帯が減少する一方、ひとり親世帯が増加するなど、家庭内において子育てを学び、助け合うことが難しくなり、親が不安や負担を抱えやすくなっている現状にあり、社会全体で子育てを助け合う環境づくりが必要である。特に、ひとり親家庭においては、経済的に困窮している実態がうかがえ、貧困の連鎖を断つための取組を着実に実施する必要がある。また、児童虐待については、児童相談所における相談対応件数や警察における検挙件数が増加しており、社会全体で取り組むべき重要な課題となっている。

子供・若者の置かれた家庭環境は多様であり、個々の状況を踏まえ、子供・若者やその家族に適切に対応することが求められる。

(地域社会を巡る現状と課題)

地域社会は、家庭や学校とは異なる人間関係や様々な体験の提供を通じて、子供の健やかな

成長に重要な役割を有している。しかしながら、近所付き合いをする人数が減少傾向にあるほか、町内会・自治会に参加していない人の割合が増加傾向にあるなど、地域におけるつながりの希薄化が懸念されている。

地域における見守りや健全育成の機能を発揮させるために、地域住民やNPO等が子供・若者育成支援を支える担い手として活躍する共助の取組を促進する必要がある。

(情報通信環境を巡る現状と課題)

急速なスマートフォンの普及、新たな情報通信サービスの出現等、子供・若者を取り巻く情報通信環境は常に変化し続けている。特に、インターネットの急速な普及は、子供・若者の知識やコミュニケーションの空間を格段に広げる可能性をもたらす一方で、違法・有害情報の拡散やコミュニティサイトに起因する事犯の被害児童数の増加等、負の影響をもたらす両刃の剣ともなっている。

また、現実社会とは別に、SNS(ソーシャルネットワークサービス)を介してインターネット上に新たなコミュニティが形成されており、大人の目の届きにくいネット上のいじめが多数報告されているほか、ネット依存も指摘されている。

(雇用を巡る現状と課題)

若者が自立し社会で活躍するためには、就業し、経済的基盤を築くことが必要である。経営環境のグローバル化・情報化等による経済社会構造の変化に伴い、より高度な能力を有する人材が求められている。一方、新規学卒者の一括採用という雇用慣行の中、新規学卒時に非正規雇用の職に就く場合又は進学も就職もしない場合には、その後も十分な就業機会や職業能力開発の機会を持ちにくく、社会の中で不安定な状態から長く脱出できないとの指摘がある。

このため、各学校段階を通じて社会的・職業的自立に必要なとされる能力・態度を育てるキャリア教育に取り組むとともに、学校以外でも職業能力開発の機会の充実を図ることが重要である。

さらには、円滑な就職支援と非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善等により若者の雇用安定化と所得向上に取り組むことが重要である。

政府においては、平成22年4月の子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号。以下「法」という。)の施行を受け同年7月に作成した「子ども・若者ビジョン」(平成22年7月23日子ども・若者育成支援推進本部決定)に基づき、これまで各種施策を実施してきたところである。

同ビジョンでは、おおむね5年を目途に見直しを行うこととされていることから、平成26年7月、子ども・若者育成支援推進点検・評価会議において、大綱の見直しに向け、「子ども・若者育成支援推進大綱（「子ども・若者ビジョン」）の総点検報告書」を取りまとめ、また、平成27年11月、新たな大綱の策定に向け、「新たな大綱に盛り込むべき事項について（意見の整理）」を取りまとめた。

同報告書においては、困難を有する子供・若者について、生まれてから現在に至るまでの成育環境において様々な問題に直面した経験を有している場合が多く、例えば、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニート等の問題が相互に影響し合うなど、様々な問題を複合的に抱え、非常に複雑で多様な状況となっていること等が指摘された。

ここに、上述の課題等を踏まえつつ、総合的な見地から検討・調整を行い、同ビジョンに代わる新たな大綱を作成するものである。

第2 基本的な方針

本大綱においては、「第1はじめに」で記載した状況認識等を踏まえ、特に次の課題について重点的に取り組むこととする。

(1) 全ての子供・若者の健やかな育成

基本的な生活習慣について、乳幼児期に家庭を中心に形成されるように支援するとともに、学力の向上、体力の向上、情報通信技術の適切な利用を含むコミュニケーション能力の育成、規範意識や思いやりの心の涵（かん）養に取り組む。また、キャリア教育等を通じて、子供・若者の勤労観・職業観や社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度の形成を図る。さらに、円滑な就職支援と非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善等により、若者の雇用安定化と所得向上に取り組む。

また、子供・若者が自らの心・身体を健康を維持することができるよう健康教育を推進するとともに、とりわけ思春期の子供・若者に対しては、妊娠・出産・育児に関する教育を充実させる。子供・若者が自らの心身や権利を守るためには、主体的に相談し支援を求める能力を持つことが重要であることから、困難を抱えた場合における相談先についての広報啓発、雇用や消費者保護等の関係法令についての適切な理解の促進等を通じて、自ら考え自らを守る力を育成し、困難な状況に陥らないよう予防を図る。

子供・若者育成支援に関する地域住民からの相談に応じ、関係機関の紹介その他必要な情報の提供や助言を行う拠点（法第13条に基づく子ども・若者総合相談センター）の機能が全国で確保されるよう、地方公共団体その他の関係団体を支援する。

(2) 困難を有する子供・若者やその家族の支援

子供が生まれてから大人になるまでのライフサイクルを見通し、国及び地方公共団体の機関はもとより、家庭、学校、地域が一体となって、社会生活を円滑に営む上での困難を有する

子供・若者の支援を重層的に行うため、法第19条第1項に基づく子ども・若者支援地域協議会の地方公共団体における整備を推進する。

これにより、子供・若者に対し年齢階層で途切れることなく継続した支援を行う「縦のネットワーク」を機能させる。あわせて、同協議会の核となる機関・団体が中心となり、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が、個々の子供・若者に関する情報を適切に共有し、有機的に連携する「横のネットワーク」を機能させる。

また、困難を有する子供・若者やその家族が抱える問題に応じて、支援を行う者が家庭等に出向き必要な相談、助言又は指導を実施するアウトリーチ（訪問支援）を充実させる。

さらに、子供の貧困については、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、対策を一層推進するとともに、児童虐待については、その発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた子供の保護・自立支援に至るまでの一連の対策の更なる強化を図る。このほか、虐待を受けた子供などをより家庭的な環境で育てることができるよう、社会的養護の推進を図る。

(3) 子供・若者の成長のための社会環境の整備

全ての就学児童が放課後等を安全に安心して過ごし、地域住民の参画を得て体験・交流活動を行う活動拠点の充実を図る。また、子供・若者が、家庭や学校とは異なる対人関係の中で社会性や豊かな人間性を育むことができるよう、地域等における各種の体験・交流活動の機会の充実を図る。

子供・若者によるインターネット利用の急速な普及・浸透を踏まえ、商品・サービスを提供する民間企業を始めとする全ての組織、個人が、当事者意識を持ってそれぞれの役割を果たし、相互に協力・補完しながら、安全で安心な環境の整備に取り組む。

保護者が子供と向き合う時間を持つことができるよう、また、若者が自己啓発や地域活動への参加のための時間を持つことができるよう、企業を含む社会全体で、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向けた取組を推進する。

(4) 子供・若者の成長を支える担い手の養成

子育て経験者、様々な経験を有する高齢者等による子供・若者育成支援に係る活動への参加を促す取組を進めるとともに、NPO、企業等の参画を促進し、官公民の連携による地域における共助機能の充実を図る。

子供・若者に関する総合的な知見を有し、公的機関や地域のNPO等において子供・若者育成支援に携わるコーディネーターの養成を図る。子供・若者の成長に関わる様々な専門職の養成・確保に努めるとともに、専門性を高めるための研修の充実、専門職の間での連携を図る。

(5) 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援
グローバル化が進行する社会に必要なとされるチャレンジ精神、英語等の語学力、コミュニケーション能力、日本人としてのアイデンティ

ティ等を培う教育を推進する。また、科学技術人材を育成するために、理数好きな子供の裾野を拡げ、子供の才能を見出し伸ばす施策を充実する。さらに、情報通信技術の進化に適応し活用する人材、国際的に活躍する次世代の競技者、新進芸術家等の育成を図る。

地方公共団体、地元企業、大学等が連携し地域産業を担う若者を育成するとともに、地域に居住して地域おこしに取り組む若者を支援するなど、地域で活躍する若者を応援する。このほか、社会に貢献する子供・若者に対する内閣総理大臣表彰を創設する。

第3 基本的な施策

1 全ての子供・若者の健やかな育成

(1) 自己形成のための支援

① 日常生活能力の習得

(基本的な生活習慣の形成)

子供の基本的な生活習慣の形成について、「早寝早起き朝ごはん」国民運動等を通して、家庭、学校、地域や、企業、民間団体等の協力を得ながら、全国的な普及啓発に係る取組を推進するとともに、掃除等の日常的な体験の場の提供を進める。また、食に関する学習や体験活動の充実等を通じて、家庭、学校、地域等が連携した食育の取組を推進する。

(規範意識等の育成)

規範意識や思いやりの心、コミュニケーション能力を育てるため、道徳教育の充実、非行防止教室の開催、インターネットの適切な利用に関する学習活動や発表・討論を取り入れた学習活動を推進する。

(体験活動の推進)

豊かな人間性、社会性を育むとともに、子供の意欲とチャレンジ精神を引き出し、「生きる力」を育むため、子供の発達段階や子供の置かれた状況に応じた自然体験、社会体験、生活体験、芸術・伝統文化体験の場を創出するとともに、社会的気運を醸成することにより体験活動を積極的に推進する。

(読書活動の推進)

国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるなど、子供の読書活動を推進する。

学校においては、子供が読書に親しむ機会を充実させるため、学校図書館の充実を図るとともに、司書教諭の配置の促進や、学校司書の配置に努める。

社会教育においては、図書館や公民館が住民にとってより身近で利用しやすい施設となるよう環境整備を推進するとともに、地域の指導者の養成を促進する。

(体力の向上)

体育の授業や運動部活動の充実を図るとともに、学校や地域における体力の向上のための取組を推進する。

(生涯学習への対応)

多様な学習ニーズに対応する取組や、学習

した成果が適切に評価されるための仕組みを作る取組等を推進する。また、学び直しなどを通じて男女の別なくキャリアを伸ばせる環境の整備を推進する。

② 学力の向上

(知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」の確立)

基礎的・基本的な知識・技能の習得、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立に向けて、アクティブ・ラーニングの視点に立った学びの推進などを行う。

(基礎学力の保障等)

小中学校段階において、基礎学力を保障するため、特に学力不十分な子供への個別サポートの充実、学習が遅れがちな中学生等に向けた補習事業等の取組を推進する。

既存の学校教育の枠組みになじめない子供に対しては、小中学校段階における学力を身に付ける機会の提供を一層推進する。

(高校教育の質の保証)

希望する全ての子供が高校を卒業できるよう、多様化する生徒の実情を踏まえつつ、学習面や生活面での支援を行うとともに、教育の質の保証を図る。

また、生徒の実態に応じ、小中学校段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けるなど学び直しを推進する。

(学校教育の情報化の推進)

情報通信技術を活用して、子供同士が教え合い学び合うなど、双方向で分かりやすい授業の実現、教職員の負担の軽減、児童生徒の情報活用能力の向上が図られるよう、21世紀にふさわしい学校教育を実現できる環境を整える。

(多様な価値観に触れる機会の確保等)

インターネットを利用した調べ学習や、国際交流などを通して、普段の生活の場を越えた多様な価値観と社会の様子を学ぶとともに、情報機器を用いて世界の人々と継続的なコミュニケーションがとれるようになるための支援を充実させる。

③ 大学教育等の充実

(教育内容の充実)

大学・専修学校等において教育内容・方法の改善を進めるとともに、学生の主体的な学習を重視し、質の高い教育の展開を支援する。また、情報社会の基礎理念や、情報の高度な利活用の在り方を学ぶ機会を増やす。さらに、大学・専修学校等において、社会人を始めとする幅広い学習者の要請に対応するための生涯学習の取組を促す。

(2) 子供・若者の健康と安心安全の確保

① 健康教育の推進と健康の確保・増進等

(健康教育の推進)

心の健康に関する知識、薬物乱用に関する

知識、発達段階に応じた性に関する知識について、専門家の協力も得ながら学校における健康教育の充実と推進を図る。

(思春期特有の課題への対応)

未成年者の喫煙及び飲酒をなくし、人工妊娠中絶の実施率や性感染症罹患率及び児童・生徒における痩身傾向児の割合を減少させることを目標として、各種の取組を推進する。

(妊娠・出産・育児に関する教育)

妊娠や出産、育児などに関する正しい理解を促すため、児童・生徒から社会人に至るまで、家庭、学校、地域において、教育や情報提供に係る取組を充実させる。

また、中学生、高校生が、親と同じような立場に立って実際に子供と触れ合い、遊び、更に進んで世話をするといった体験活動を推進する。

(10代の親への支援)

10代で親になる者に対し、出産や子育ての知識や経験の不足に対する相談、支援の整備を進める。

(安心で安全な妊娠・出産の確保、小児医療の充実等)

「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)に基づき、安心で安全な妊娠・出産の確保や小児医療の充実等のための施策を推進する。

② 子供・若者に関する相談体制の充実

(相談窓口の広報啓発等)

子供・若者が困難を抱えた場合に適切に相談を行うことができるよう、子供・若者に対し各種相談窓口についての広報啓発を行うとともに、雇用や消費者保護等の関係法令についての適切な理解を促進するなどして、自ら考え自らを守る力を育成する。

(子ども・若者総合相談センターの充実)

地方公共団体において、子供・若者育成支援に関する地域住民からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(子ども・若者総合相談センター)の機能が確保されるよう、優良事例の紹介や関係者への研修を通じた支援を行う。

(学校における相談体制の充実)

学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用など相談体制の整備を支援し、これらの専門職の配置を促進する。

(地域における相談体制の充実)

地域において、子供の発育・発達や心の健康問題、薬物乱用、性、感染症等に関する相談の充実や医療機関による対応の充実を図る。

また、未成年が消費生活問題・トラブルに巻き込まれることもあることから、消費生活相談の周知を行う。

(いじめ防止対策等)

学校において、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組や教育センターや医療機関などの関係機関等と連携した取組等を促進する。

いじめによる被害少年の精神的被害を回復するために特に必要な場合には、保護者の同意を得た上で、少年サポートセンターを中心として、少年補導職員等によりカウンセリング等の継続的な支援を行う。

(暴力対策等)

問題行動を起こす児童・生徒への指導や事件を起こした少年に対する適切な処遇を推進し、再発防止を図るとともに、スクールサポーターや学校警察連絡協議会等の活性化を通じて、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組等を促進する。

③ 被害防止のための教育

(被害防止のための教育)

犯罪被害、自然災害、交通事故等の危険から自分や他者の身を守る能力を養うため、参加・体験・実践型の教育手法を活用するなどして安全教育を推進する。

配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の加害者にも被害者にもならないための予防啓発の充実を図る。

メディアリテラシーを身に付け、情報モラルを養うことを推進する。

特に、いわゆるリベンジポルノの被害の発生を未然に防止するための教育や啓発活動を推進する。

労働法等労働者の権利に関する知識を身に付けるための教育や啓発活動を推進する。

消費者トラブルに巻き込まれることを防止するとともに、消費者が自主的かつ合理的に行動することができるよう、その自立を支援するための消費者教育を推進する。特に、成年と未成年が混在する大学等においては、消費者の権利と責任が大きく変化することも踏まえ、学生の持つ様々な側面に応じ、大学等として積極的に消費者教育に取り組むことを促す。

(3) 若者の職業的自立、就労等支援

① 職業能力・意欲の習得

(キャリア教育の推進)

子供・若者が勤労観や職業観を養い、職業的自立に必要な基盤となる能力や態度を身に付けるとともに、男女ともに経済的に自立していくことの重要性について学ぶため、企業等と連携・協力しつつ、各学校段階を通じキャリア教育及び職業教育を体系的に充実させる。その際、職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動を効果的に活用する。また、大学・専修学校等における、地域や産業界の各種団体を始めとする社会と連携・協力したキャリア教育の体制構築を支援する。

(能力開発施策の充実)

職業に必要な知識・技能を習得させることにより若者の就職を支援するため、公共職業訓練や求職者支援訓練を実施する。

また、若者のキャリア形成に資するため、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとしてジョブ・カードの普及促進を図るとともに、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供する。

若者が職業人として働く上で、必要な職業技術を身に付けることができるよう、大学・専修学校等における産業界等との連携による人材養成の取組を推進する。

② 就労等支援の充実

(新卒者等に対する就職支援)

新卒応援ハローワーク等において、ジョブサポーター等による担当者制の個別支援、各種セミナーを開催するとともに、大学・専修学校等との連携による学校への出張相談など、就職に向けたきめ細かな支援を行う。

(職業的自立に向けての支援)

わかものハローワーク等において、フリーター等の若者に対して、担当者制による個別支援により、職業相談・職業紹介から職業定着に至るまでの一貫したきめ細かな支援を行う。また、若年者地域連携事業においても、地域の実情に応じた就職支援メニューをジョブカフェにおいて実施し、フリーター等の安定した雇用の実現を目指す。

(非正規雇用対策の推進)

意欲と能力に応じ、非正規雇用から正規雇用へ移行できるようにするとともに、就業形態にかかわらず、公正な処遇や能力開発の機会が確保されるようにするなど、非正規雇用対策を推進する。

(若者雇用促進法の施行による就職支援)

若者が、充実した職業人生を歩んでいくためには、社会の入口である新規学校卒業段階でのミスマッチを解消していくことが重要である。そのため、青少年の適切な職業選択の支援に関する措置や職業能力の開発・向上に関する措置を総合的に講ずることを目的とした青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づき、新卒者の募集を行う企業が幅広く職場情報を提供する仕組み、一定の労働関係法令違反の求人者についてハローワークで新卒求人を受理しない仕組み等の着実な実施を推進する。

(若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対策の推進)

若者が安心して働くことができる環境づくりに向けて、過重労働や賃金不払残業など若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対して、監督指導等を実施する。

(4) 社会形成への参画支援

(社会形成に参画する態度を育む教育の推進)

社会の一員として自立し、適切な権利の行使と義務の遂行により、社会に積極的に関わろうとする態度等を育む教育を推進する。

民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、社会保障、労働者の権利や義務、消費に関する問題など、政治的教養を育み、勤労観・職業観を形成する教育に取り組む。

(ボランティアなど社会参加活動の推進)

ボランティア活動を通じて市民性・社会性を獲得し、地域社会へ参画することを支援する。

2 困難を有する子供・若者やその家族の支援

(1) 子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実

(子ども・若者支援地域協議会を通じた縦と横の支援ネットワークの構築)

子供が生まれてから大人になるまでのライフサイクルを見通し、国及び地方公共団体の機関はもとより、家庭、学校、地域が一体となって、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の支援を重層的に行うため、子ども・若者支援地域協議会(以下この項目において単に「協議会」という。)の地方公共団体における整備を推進するとともに、地域の関係機関等がネットワークによる支援の意義を理解し、協議会に参画することを推進する。

これにより、子供・若者に対し年齢階層で途切れることなく継続した支援を行う「縦のネットワーク」を機能させる。あわせて、同協議会の核となる機関・団体が中心となり、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が、個々の子供・若者に関する情報を適切に共有し、有機的に連携する「横のネットワーク」を機能させる。

とりわけ、協議会と児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく要保護児童対策地域協議会とが有機的に連携することで、18歳以降の若者に対しても継続的に支援を行うとともに、支援が必要な子供・若者の情報を協議会で共有することで、構成機関等において切れ目なく適切な支援を提供できる体制を整備する。

(アウトリーチの充実)

困難を有する子供・若者に対しては、関係機関等の施設はもとより、住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うことが必要である。このため、アウトリーチ等の支援に携わる人材の養成を図る研修を実施する。

(2) 困難な状況ごとの取組

① ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者の支援等

(ニート等の若者の支援)

ニート等の若者に対して、各人の置かれた状況に応じた専門的な相談、地域の若者支援機関のネットワークを活用した誘導等、多様な就労支援メニューを提供する地域若者サ

ポータルステーション事業により、ニート等の若者の職業的自立支援を推進する。

(ひきこもりの支援)

ひきこもりの一次的な相談窓口であるひきこもり地域支援センターや精神保健福祉センター、保健所、市町村保健センター、児童相談所等において相談・支援を行う。

(不登校の子供・若者の支援)

未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組等を、民間団体を含めた関係機関等と連携しながら推進するとともに、学校内外における相談体制の整備を進める。

(高校中途退学者及び進路未決定卒業生の支援)

地域若者サポートステーション、学校等が連携協力の下、退学、卒業後の状況等に関する実態の把握に努め、効果的な支援を行う。

② 障害等のある子供・若者の支援

(障害のある子供・若者の支援)

障害のある子供・若者の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、障害者権利条約の理念を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築のために、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を引き続き推進するとともに、障害のある子供・若者が継続的にスポーツ活動や文化芸術活動を実施できる環境整備を推進する。

さらに、障害のある子供・若者が、身近な地域で安心して生活できるよう在宅サービスや放課後支援の充実を図るなど、障害の特性に配慮した適切な支援が提供されるよう取組を推進する。

(発達障害のある子供・若者の支援)

医療、保健、福祉、教育関係機関等の連携が重要であることから、発達障害者支援センターを核とした地域支援体制の強化を推進する。

健康診査等を通じた早期発見に努めるほか、保健指導手引書の普及等により適切な相談・指導の実施を推進する。

発達が気になる段階からの支援や、学校、相談支援事業所等において、発達の段階に応じた適切な指導等を行うとともに、発達障害教育情報センター、発達障害情報・支援センター等において、発達障害についての正しい理解の啓発や情報提供等の充実を図る。

(障害者に対する就労支援等)

障害者雇用率を柱とした障害者雇用の一層の促進を図るとともに、ハローワークを中心に、福祉・教育機関と連携した障害者就労支援チームによる支援を行うこと等により、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を展開する。あわせて、様々な障害の態様やニーズを踏まえた職業訓練機会を確保する。

学校において、産業界や労働関係機関との連携の下、就業体験の機会を積極的に設けるなどして職業教育の充実を図る。

また、就労継続支援B型事業所（旧授産施設）等で働く障害のある人の工賃水準の引上げ等に取り組むとともに、企業等で働く機会を増やすため福祉的就労から一般雇用への移行促進を図る。

(障害者に対する文化芸術活動の支援)

障害者の優れた芸術活動や芸術作品の実態把握や展示等の推進、障害者等の文化芸術活動を支援する活動を行う団体等への支援を通じ、障害者等の文化芸術活動の充実を図る。

(慢性疾病を抱える児童等や難病患者の支援)

小児慢性特定疾病児童等及び難病患者について、児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)に基づき医療費の助成を行うとともに、その自立を支援するための相談支援等、都道府県等が行う事業の促進を図る。

また、疾病児童等については移行期医療の体制整備を促進するとともに、難病患者に対して就労支援を引き続き実施する。

③ 非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等

(総合的取組)

更生保護サポートセンター、法務少年支援センター（少年鑑別所）やサポートチームの活用等により、少年の非行防止と立ち直りのために、少年やその家族等の支援を推進する。また、学校問題解決支援チームや学校警察連絡協議会、学校警察連絡制度、子ども・若者支援地域協議会などの活用、スクールサポーター制度の拡充等により、学校や警察等の地域の関係機関等の連携を図る。

(非行防止、相談活動等)

少年非行等の未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組、地域の人々と連携した多様な活動機会の提供や居場所づくりのための取組等を推進する。

また、様々な悩みを持つ少年やその家族等からのSOSを受け止め、適切な助言、支援等を行うため、学校や青少年センター等における相談体制の整備等に努めるとともに、地域や学校、関係機関等の連携・協働による取組を推進する。

民間ボランティアと連携しつつ街頭補導活動に取り組むとともに、事件の捜査・調査については、少年の特性やその立ち直りに配慮した迅速・的確な対応を推進する。

暴走族を始めとする非行集団等の集団的交友関係については、その実態を把握し、検挙・補導、SOSを発信している少年の発見・救出、個々の少年の立ち直り支援を行うなど、その解消に向けた対策を推進する。

法務少年支援センター（少年鑑別所）は、非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者その他の者からの相談等に応じるほか、非行及び犯罪の防止に関する機関又は団体の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うなど、地域社会における非行及

び犯罪の防止に関する援助業務を推進する。

(薬物乱用防止)

子供・若者による危険ドラッグを含む薬物の乱用防止対策については、学校等における薬物乱用防止教室・講習会の開催や大学入学時等のガイダンスにおける啓発の強化など、子供・若者に対する薬物乱用防止に資する教育、広報啓発活動の一層の強化を図る。

また、子供・若者の育成に携わる者に対する薬物乱用の実態や対策等に関する知見を深めるための研修等の充実を図る。

刑事施設・少年院・保護観察所において、薬物事犯者に対し、薬物依存からの離脱指導を始めとする再乱用防止のための処遇内容及び方法の充実強化を図る。加えて、相談窓口の周知や関係機関の連携強化、地域における薬物等依存症対策の推進など、薬物依存者及びその家族への支援の充実に努め、再乱用防止のための取組を推進する。

(加害者に対するしよく罪指導と被害者への配慮)

加害少年に対するしよく罪指導等を実施し、被害者の視点を取り入れた教育を充実させる。また、加害少年のプライバシー、更生への影響や事件の性質等を考慮しつつ、被害者の求めに応じて、適切な情報提供を行うなど被害者への配慮に努める。

(施設内処遇を通じた取組等)

少年鑑別所においては、鑑別対象者の資質上及び環境上問題となる事情を調査するとともに、その者が非行に陥った原因等を明らかにすることで、再非行、再犯を防ぐために必要な処遇を実施できるよう、家庭裁判所とも連携を図りながら、鑑別及び観護処遇を充実、強化する。

少年院や少年刑務所における矯正教育や改善指導等、児童自立支援施設における自立支援のための指導等を充実させ、自他の尊厳と価値を知り、規範意識を高めることができるよう、個々の年齢や能力に応じた指導助言及び教育を行う体制の充実に努める。

少年院在院者の保護者等に対する実効性のある指導・助言を行う。

少年院・少年刑務所において、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させる指導等の充実を図るほか、社会復帰に資する就労支援を行う。また、少年院において、修学の意欲を高めるため、高等学校卒業程度認定試験受験の督励や個々のニーズに合わせた支援を行う。

(社会内処遇を通じた取組等)

保護観察中の少年に対し、介護補助や奉仕活動等の地域の役に立つ活動を行わせることにより、自己有用感や社会性を向上させる社会貢献活動を実施するなどして処遇の強化を図るとともに、そのために必要となる体制の充実に努める。

保護観察に付されている少年の保護者等に対して、保護者会を実施するほか、少年の

監護に関する責任を自覚させ、監護能力が向上するよう働き掛ける。

また、保護司等民間ボランティア団体の活動を推進するとともに、更生保護施設や自立援助ホームの充実等を図る。

社会全体で非行から立ち直った少年を見守り、その健全な育成を支援する気運を醸成し、関係機関、学校、民間協力者、地域の人々等が連携・協働して行う居場所づくりを始めとした多様な立ち直り支援を推進する。

④ 子供の貧困問題への対応

(教育の支援)

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受けられるよう、幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進、義務教育段階の就学援助、フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援、高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金制度等による高校生への修学支援、大学生等への授業料減免や無利子奨学金の充実など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない形で、教育費の負担軽減に取り組む。

また、学校を貧困対策のプラットフォームとして位置付け、教職員等の指導体制の充実、公立学校等へのサポートスタッフの配置、多様な学習を支援する高等学校への支援による学校教育における学力保障・進路支援、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置、家庭教育支援チーム等による支援の充実、経済的な理由や家庭の事情により学習が遅れがちな中学生等を対象とした情報通信技術の活用等による原則無料の学習支援(地域未来塾)の充実、放課後子供教室の充実、コミュニティ・スクールの導入促進、地域と学校の連携・協働の推進による地域における学習支援に取り組む。

さらに、夜間中学校の設置促進、青少年教育施設における規則正しい生活習慣や自立する力を身に付けるための体験活動の充実に取り組む。

加えて、生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象とした学習支援事業を実施するとともに、生活保護世帯の高校生等の奨学金、アルバイト収入を学習塾等の費用に充てる場合には収入認定から除外する。

(生活の支援)

生活保護受給者に対して就労による経済的自立を支援するとともに、生活困窮世帯の子供やその保護者に対して、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づき包括的な支援を行う自立相談支援事業や家計相談支援事業等による支援を実施し、必要に応じて適切な関係機関につなぐ。

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭等に、行政の支援が確実につながるようにするため、相談窓口へのアクセスの向上を図るとともに、子育て・教育・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップ

プで相談に応じることができる体制の整備を推進する。さらに、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等により児童の世話を行うことで、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できる環境整備を図る。また、ひとり親家庭の子供の生活の向上を図るため、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを行う自治体の取組を支援する。

(保護者に対する就労の支援)

ひとり親が看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するため養成機関で修業する場合に支給する高等職業訓練促進給付金など、知識技能の習得に係る給付金を充実するほか、ひとり親について試行就業から長期雇用につなげる道を広げるため、企業に対する助成金の拡充と活用促進を行う等、各種就業支援策を推進する。また、子育てと就業の両立のため、保育所等の優先利用を推進する。

ひとり親や生活困窮者・生活保護受給者の就労支援については、就労支援員等による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施する。また、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費を支給するとともに、安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に就労自立給付金を支給する。

(住宅の支援)

特に住宅困窮度が高いひとり親世帯等の子育て世帯の居住の安定を確保するため、低廉な家賃での公的賃貸住宅の供給の促進、空き家を活用した子育て世帯向けの賃貸住宅の整備や子育て支援施設等の併設による公的賃貸住宅団地の福祉拠点化への支援等を行う。

(経済的支援)

母子父子寡婦福祉資金の貸付け、児童扶養手当及び公的年金制度による遺族年金を支給する。また、ひとり親家庭の最低限度の生活を保障するため、生活保護の母子加算の支給などにより、必要な保護を行う。ひとり親家庭の自立を助けるための貸付制度を設けるほか、児童扶養手当の機能の拡充を図る。

(調査研究等)

子供の貧困対策の推進に資するよう、子供の貧困に関する実態等の把握・分析を行い、その成果を対策に生かしていくよう努めるほか、子供の貧困に関する新たな指標を開発するため調査研究に取り組む。

また、国内外の調査研究の成果等の情報の収集・蓄積を行うとともに、地方公共団体が地域の事情を踏まえた対策を企画・立案、実施できるよう必要な情報提供に努める。

(官公民の連携した取組)

官公民の連携・協働プロジェクトとして

「子供の未来応援国民運動」を推進し、各種支援情報を一元的に集約した上で、地域別、属性等別、支援の種類別に検索できる総合的な支援情報ポータルサイトの整備や、民間資金による基金を活用し、草の根で支援を行うNPO等に対して支援を行うなど、国民運動事業の展開、充実を図る。

また、子供の貧困対策に係る取組の実効性を高めるため、地方公共団体等を通じた支援を行う。

⑤ 特に配慮が必要な子供・若者の支援

(自殺対策)

日本が先進7か国で唯一、15歳から34歳までの若者の死因のトップが自殺となっているなど深刻な状況に鑑み、自殺予防週間・自殺対策強化月間での啓発事業や、地域における心の健康づくりや相談体制の充実等を推進するなど、「自殺総合対策大綱」(平成24年8月28日閣議決定)に基づき、自殺を防ぐ体制の充実を図る。

(外国人の子供や帰国児童生徒の教育の充実等)

外国人の子供や帰国児童生徒が、就学の機会を逸することのないように、円滑な就学を目指した就学支援を行う。

また、公立学校の受入体制や日本語指導の体制を整備し、個人の実態に応じたきめ細かい適応支援や日本語指導の充実を図る。

(定住外国人の若者の就職の促進等)

日系人を始めとする定住外国人の若者の就職を促進するため、就職支援ガイダンス、職業意識啓発指導、職業指導等、個別の就職支援を行うほか、職業訓練を実施する。

(性同一性障害者等に対する理解促進)

性同一性障害者や性的指向を理由として困難な状況に置かれている者等特に配慮が必要な子供・若者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動を実施する。

(3) 子供・若者の被害防止・保護

① 児童虐待防止対策

(児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応)

児童虐待の発生予防のため、地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチを積極的に行うことや、支援を要する妊婦を把握し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する仕組みを構築すること等により、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・遁滅するよう努める。

また、児童虐待が発生した場合には、児童の安全を確保するための初動対応が確実・迅速に図られるよう、児童相談所の体制整備や要保護児童対策地域協議会の機能強化等を図る。

(社会的養護の推進及び要保護児童等の居場所づくり)

虐待を受けた子供など社会的養護が必要

な子供をより家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化等や里親・小規模居住型児童養育事業（ファミリーホーム）への委託の推進を図る。また、児童の家庭復帰後の再度の虐待発生を防止するため、親子関係再構築を円滑に進めるための支援を行う。さらに、自立に向けた生活支援や相談支援など、児童養護施設退所者等へのアフターケアの充実を図り、心の拠り所となる居場所づくりを推進する。

② 子供・若者の福祉を害する犯罪対策

（子供・若者の福祉を害する犯罪対策）

児童買春、児童ポルノに係る犯罪等を根絶するため、社会全体に対して広報啓発を行うとともに、サイバー補導を推進する。特に、被害児童の早期発見と被害の拡大防止を図るため、厳正な捜査及び適切な処理を行うとともに事件広報など情報発信を積極的に行い大人社会に警鐘を鳴らす。

特に、児童ポルノ排除対策については、「第二次児童ポルノ排除総合対策」（平成 25 年 5 月 28 日犯罪対策閣僚会議決定）に基づく総合的な対策を実施する。

また、近年、新たな形態が出現している、少年の性を売り物とする営業については、その実態把握に努め、これらの営業において稼働している少年に対する補導を行うとともに、各種法令を適用して取締りを積極的に推進する。

（犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への対応）

犯罪の被害を受けた子供・若者や、その兄弟姉妹を含む家族の精神的負担の軽減を図るなど、立ち直りを支援するため、専門職員等による継続的な支援活動を推進するとともに、関係機関等が連携して相談、訪問活動や環境調整等の支援を実施する。

3 子供・若者の成長のための社会環境の整備

(1) 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築

① 保護者等への積極的な支援

（家庭教育支援）

地域や学校を始めとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、地域の子育て経験者や民生委員・児童委員等から構成される家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。

（養育の多様化への支援）

養親子などの養育の多様化に配慮した支援の充実を図る。

② 「チームとしての学校」と地域との連携・協働

（学校と地域が連携・協働する体制の構築）

複雑化・多様化する学校の課題に対応するとともに、子供たちに必要な資質・能力を育むため、学校のマネジメントを強化し、学校

において教員が心理や福祉等の専門家と連携・分担する「チームとしての学校」としての体制を整備するとともに、学校と地域が連携・協働して学校を核とした地域づくりを推進し、社会総掛かりで教育を進める体制を構築する。

③ 地域全体で子供を育む環境づくり

（放課後子ども総合プランの推進）

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」（平成 26 年 7 月 31 日策定）に基づき、平成 31 年度末までに、放課後児童クラブについて、約 30 万人分を新たに整備するとともに、全小校区で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち 1 万か所以上を一体型で実施することを目指して、計画的な整備等を進める。

（中高生の放課後等の活動の支援）

地域における中学生・高校生の活動拠点の一つである児童館の積極的な活用等により、遊戯やレクリエーションを含む、様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供する。

また、中学生や高校生を対象に、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力を得て、放課後や土曜日等に学校・家庭・地域が連携・協働して教育に取り組む様々な仕組みづくりを推進し、学校と地域が一体となった取組を支援する。

（地域で展開される多様な活動の推進）

子供・若者の社会性、豊かな人間性、たくましさ等を育てるため、地域等で展開される環境学習、ESD（持続可能な開発のための教育）の視点を踏まえた活動、自然体験、集団宿泊体験、奉仕体験、スポーツ活動、芸術・伝統文化体験、ダンス等の創作的活動といった様々な体験活動や、異世代間・地域間交流等の多様な活動の機会の提供を推進する。また、農山漁村に滞在し、農林漁業体験等を行う活動や、体験活動を支援する人材の育成等を推進する。

（体験・交流活動等の場の整備）

子供・若者が、自然体験や集団宿泊体験等の体験活動を行える青少年教育施設、都市公園等の整備や地域密着型スポーツクラブの育成・充実を推進するとともに、自然公園、河川や海岸などの水辺空間、森林を保全・整備する。また、道路、路外駐車場、公園、官庁施設、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、公園遊具の安全点検等を通じ、子供が安全に遊べる環境を整備する。

④ 子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり

（子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり）

学校や通学路等の安全点検を実施すると

ともに、防犯灯・防犯カメラの整備や見通しのよい植栽の確保等の安全に配慮したまちづくりを推進する。

また、自然災害に対して、児童福祉施設や幼稚園等の要配慮者利用施設を保全する砂防堰(えん)堤等の土砂災害防止施設の重点的な整備や、土砂災害防止法(平成12年法律第57号)に基づき市町村地域防災計画において土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報伝達等に関する事項を定める等のソフト対策等を推進する。

(2) 子育て支援等の充実

(子供と子育てを応援する社会の実現に向けた取組)

平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度を着実に実施・運用することにより、幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する。また、幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」に消費税増収分を優先的に充てるとともに、更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め適切に確保する。

(3) 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応

(「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の的確な施行等)

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第3次)」(平成27年7月30日子ども・若者育成支援推進本部決定)に基づき、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動、フィルタリングの性能向上及び利用普及、民間団体等の取組の支援等を強化する。

また、新たな技術、サービスや利用実態等を把握し、新たな問題等に対しては、官民連携して、迅速に取り組む。

(ネット依存への対応)

ネット依存の傾向が見られる青少年に対しては、青少年教育施設等を活用した自然体験や宿泊体験プログラムなどの取組を推進する。

(性風俗関連特殊営業の取締り等)

性風俗関連特殊営業等に関し、関連法令に違反する行為に対する積極的な取締りを行う。

(酒類、たばこの未成年者に対する販売等の禁止)

酒類やたばこの販売時における年齢確認等の強化・徹底を要請する等、関係業界への働き掛けを行う。法令違反については、所要の捜査及び適正な処分を行う。

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進

(ワーク・ライフ・バランスの推進)

長時間労働を是正し、大人自身が遊び心、心の余裕を持って生活ができるなど、家族との充実した時間や自己啓発、地域活動への参加のための時間を持つことができるよう、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現に向け、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

4 子供・若者の成長を支える担い手の養成

(1) 地域における多様な担い手の養成

(民間協力者の確保)

保護司、人権擁護委員、児童委員、少年警察ボランティア、母子保健推進員等の民間協力者について、幅広い世代・分野からの人材の確保を図るとともに、研修を充実させる。ニートや非行に陥った少年、障害者等の就労について、企業や個人事業主等の協力者の確保に取り組む。

子供や若者の体験活動を育む体験活動指導者や自然解説指導者の養成・研修を推進する。

子育て経験者、様々な経験を有する高齢者、企業やNPO等の多様な主体による子供・若者育成支援に係る活動への参加を促す取組を進める。

(同世代又は年齢の近い世代による相談・支援)

同世代又は年齢が近く価値観を共有しやすい学生等によるボランティアの導入を推進し、相談・支援を充実させる。

非行など問題を抱えた少年の自立を支援する青年ボランティアの活動を促進するために必要な協力を行うとともに、非行少年を生まない社会づくりに資する学生ボランティアの能力向上のための研修等の実施を促進する。

(2) 専門性の高い人材の養成・確保

(総合的な知見の下に支援をコーディネートする人材の養成)

相談業務等に従事する公的機関の職員、NPO等の職員を対象に、教育・福祉・雇用等の分野横断的な知見と支援手法を駆使し、困難を抱える子供・若者を円滑な社会生活へと導く支援コーディネーターを養成するための研修を実施する。

(教員の資質能力の向上)

教員の資質能力の総合的な向上方策の検討を行い、養成、採用、研修の各段階を通じた体系的な施策を充実させ、使命感、得意分野、個性を持ち、現場の課題に適切に対応できる力量のある教員を確保する。

(医療・保健関係専門職)

小児科医師及び産科医師の確保対策を推進するとともに、保健師、助産師を含む看護職員の人材確保対策を総合的に行う。

(児童福祉に関する専門職)

保育士、児童福祉司など児童福祉施設や児童相談所の職員について、必要な体制の確保

に努めるとともに、研修を充実させ、専門性の向上を図る。

(思春期の心理関係専門職)

医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等を対象に、児童思春期における心の健康問題に対応できる専門家の養成研修等を行う。

矯正施設の心理関係専門職に対する各種研修を充実させ、専門性の向上を図る。

(少年補導や非行少年の処遇に関する専門職)

少年補導職員の適正な職員数の確保に努め、資質向上と少年相談等の専門家の育成を図るとともに、法務教官及び保護観察官の指導力の向上を図る。

5 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

(1) グローバル社会で活躍する人材の育成

(自国の伝統・文化への理解促進等)

グローバル化する社会の中で、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、我が国の伝統・文化に関する深い理解、異文化に対する理解等を育む。

(外国語教育の推進)

初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、英語教育の小学校における早期化・教科化や中・高等学校における高度化など、小・中・高等学校を通じた英語教育全体の抜本的な強化を図る。

(海外留学と留学生受入の推進等)

民間とも協力し、意欲と能力のある若者全員に海外への留学機会を付与するための支援を充実させる。また、優秀な外国人留学生を戦略的に確保するため、留学の動機付けから大学等での受入れ、就職など卒業後の進路に至るまでの受入れ環境の充実を図る。

グローバル化に対応した大学の体制強化と教育の質の保証に向けた取組を支援する。また、高校段階から、様々な国際舞台で活躍できるグローバル・リーダーを育成するため、スーパーグローバルハイスクールを推進する。

(海外子女教育の充実)

在外教育施設への教員派遣の拡充など、在外教育施設における質の高い教育環境を充実させ、即戦力となるグローバル人材を育成する。

(オリンピック・パラリンピック教育の推進)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を踏まえ、オリンピック・パラリンピックに関する市民フォーラムの開催やパラリンピック競技体験などを通じた共生社会への理解促進などを行うオリンピック・パラリンピック教育を推進することにより、スポーツの価値や効果の再認識を通じて自己や社会の在り方を向上させ、国際的な視野を持って世界の平和に向けて活躍できる人材を育成する。

(国際交流活動)

若者の国際理解を促し、グローバル化に対応したリーダーシップ能力、異文化対応力を育成するとともに、日本人としてのアイデンティティの確立を図るため、国内外の青少年の招聘(へい)・派遣等を通じた国際交流の機会を提供する。

(2) イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成

(理数教育の推進)

児童・生徒の科学技術、理科・数学・算数への関心を更に高め、また、優れた素質を発掘し才能を伸長させるため、先進的な理数系教育を実施するスーパーサイエンスハイスクールや、各学校段階における力試し・切磋琢磨の場を設けるなどの取組を支援する。

(起業家の育成)

大学院生や若手研究者を中心とした受講者が起業家マインド、事業化ノウハウ、課題発見・解決能力及び広い視野等を身につけることを目指し、受講者の主体性を生かした実践的な人材育成の取組への支援を行う。

(起業支援)

30歳未満で新規開業しておおむね7年以内の若年起業家に対して、設備投資や運転資金の低利融資を実施するなど、若者の起業を支援する。

(3) 情報通信技術の進化に適応し、活用できる人材の育成

(情報通信技術人材の育成)

大学等において、産学連携により企業等の実際の課題に基づく課題解決型学習等の実践教育を推進し、情報通信技術を高度に活用して社会の具体的な課題を解決できる人材を育成する。

(4) 地域づくりで活躍する若者の応援

(若者による地域づくりの推進)

地域産業を担う高度な専門的職業人材を育成し、また、地元企業に就職する若者を増やすとともに、地域産業を自ら生み出す人材を創出するために、地方大学や高等専門学校、専修学校等において、地元の地方公共団体や企業等と連携した取組を強化する。

地方大学等への進学、地元企業への就職、都市部の大学等から地方企業への就職を促進するため、地方公共団体と大学等との連携により、地方における雇用の創出、若者の定着に向けた取組を促進する。

都市地域から過疎地域等に移り、一定期間、地域協力活動を行いながら、当該過疎地域等への定住・定着を図る「地域おこし協力隊」を推進し、若者の持てる能力を活用した地域づくりを図る。

(5) 国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成

(次世代競技者の育成)

各競技における国内外強化合宿の実施や

有望な選手等の海外派遣など、オリンピック・パラリンピックを始めとする国際大会で活躍が期待できる次世代競技者の発掘・育成・強化などの取組を戦略的に実施する。

(新進芸術家等の育成)

才能豊かな新進芸術家等を対象として、公演出演や展覧会出展などの機会を提供するとともに、技術の向上や知識の深化に資するワークショップ等の研修を実施することを通じて、次代を担い、世界に通用する創造性豊かな芸術家等の育成を図る。

(6) 社会貢献活動等に対する応援

(内閣総理大臣表彰の創設)

地域における子供・若者の社会貢献活動等に対する評価や社会的認知度を一層高めるため、内閣総理大臣表彰を創設する。

第4 施策の推進体制等

(1) 子供・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有

(調査研究)

子供・若者育成支援施策の企画・立案、実施に際し客観的で幅広い情報の十分な活用等に資するため、心身の状況、成育環境、非行、社会的自立の状況等に関する子供・若者やその保護者の実態・意識等について調査研究を推進する。

その際、年齢、性別、学歴等属性別に実態把握を進めるとともに、子供・若者の育成支援や課題の解決には幅広い分野の関わりが必要なことを踏まえ、行政分野横断的・学際的・国際的な調査研究の充実を図る。

また、少年非行について、非行少年の実態及び再非行に係る要因等を明らかにし、再犯防止、社会復帰の在り方の検討に資する基礎資料を提供するための研究を実施する。

(2) 広報啓発等

(広報啓発・情報提供等)

子育て支援、体力の向上、子供・若者の人権尊重、自殺予防、防犯、非行防止・更生その他困難を有する子供・若者の支援など子供・若者育成支援に関して、強調月間の設定や民間主体との連携・協力等による広報啓発や情報提供の実施、あるいは表彰事業の実施などを通じて、国民の理解・協力を促進する。また、児童の権利に関する条約の趣旨にのっとり取組がなされるよう、条約の内容について普及を図る。

さらに、各種の情報が子供・若者に届きやすく、かつ、分かりやすいものとなるよう、子供・若者向けの情報提供を実施する。

上記のほか、子供・若者育成支援施策に係る情報を適時適切に公開する。

(保護者を含む大人に対する啓発)

社会全体で子供・若者を守り育てるという原点に立ち返り、子供・若者の健全な育成を支援するため保護者を含む大人が、自らの行動を通じて、次代を担う子供に正義感や倫理

観、思いやりの心を育み、社会の一員として役割と責任を果たしていくべきことを伝えていくよう啓発を行う。

(国民運動等の取組の推進)

地方公共団体、学識経験者、民間の関係者等と連携・協力して、子供・若者育成支援に取り組むことができるよう国民運動として気運の醸成等に努める。

(家族や地域の大切さ等についての理解促進)

「家族の日」や「家族の週間」における啓発、地域や企業の取組等の表彰を通じて、家族や地域の大切さ等についての理解を促進する。

(3) 国際的な連携・協力

(国際機関等における取組への協力)

国連等の国際機関における子供についての条約や行動計画等の取組に積極的に参画するとともに、その内容の周知に努め、相互交流等の国際協力を推進する。

(情報の収集・発信)

諸外国の子供・若者育成支援施策の現状等に関する情報の収集、提供等に努めるとともに、我が国の施策について、諸外国に向けた情報発信を行う。

(4) 施策の推進等

(国の関係機関等の連携・協働の促進)

本大綱に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、子ども・若者育成支援推進本部を中心として、内閣総理大臣のリーダーシップの下に関係行政機関相互間の緊密な連携・協力を図るとともに、施策相互間の十分な調整を図る。

また、地方公共団体との間でも、緊密な連携・協力を図る。

(審議会等の委員構成への配慮)

子供・若者育成支援施策や世代間合意が不可欠である分野の施策については、子供・若者の意見も積極的かつ適切に反映されるよう、各種審議会、懇談会等の委員構成に配慮する。

(地域における取組の推進)

地域において子供・若者育成支援に取り組む地方公共団体、学校、企業、NPO等の民間団体、学識経験者等、様々な主体による先進的な活動について情報共有する機会を設けることを通じて、各主体の相互の連携を促進するとともに、全国的な取組内容の向上を図る。

(関係施策の実施状況の点検・評価)

本大綱に基づく子供・若者育成支援施策の実施状況について、有識者や子供・若者の意見を聴きながら点検・評価を行う。

(大綱の見直し)

本大綱については、おおむね5年を目途に見直しを行う。

5 子ども・若者に関する相談窓口一覧

子育てに関すること

事業・機関名	電話番号	曜日・時間	概要
子育てひろば	両国子育てひろば 03-3621-1314 文花子育てひろば 03-3616-0393	(火)～(日) 午前9時～午後6時	子育ての悩みや不安についての相談
子育て支援総合センター	03-5630-6677	(月)～(金) 午前9時～午後6時	子どもと家庭に関する様々な相談や児童虐待に関する相談
母子(ひとり親)相談 家庭相談	03-5608-1295	(月)～(金) 午前8時30分～ 午後5時	子どもと家庭に関する様々な相談や経済的な問題の相談
児童相談所 全国共通ダイヤル	189	24時間対応	児童虐待通告や子育てに関する悩み相談などに幅広く対応 189 にかけると近くの児童相談所に転送

学校・家庭等における子どもに関すること

事業・機関名	電話番号	曜日・時間	概要
すみだスクール サポートセンター	03-5247-2012	いじめに関する相談 (24時間対応) その他の相談 (月)～(金) 午前9時～午後4時30分	いじめや非行、不登校、進路などに関する相談 長期間学校を欠席している児童生徒に対する生活指導・相談
教育相談 (すみだ生涯学習センター内)	03-5247-2012	毎日(祝祭日を除く) 午前9時～午後5時	教育上の様々な悩み(不登校、友人関係、性格等)に関する相談(要予約)
親子電話相談 (すみだ生涯学習センター内)	03-5247-2015	毎日(祝祭日を除く) 午前9時～午後5時	親と子のあらゆる相談
ヤングテレフォン相談 (すみだ生涯学習センター内)	03-3616-1003	毎日(祝祭日を除く) 午前9時～午後5時	悩みを持つ子どもたちの相談に応じています。

区民相談

事業・機関名	電話番号	曜日・時間	概要
すみだ区民相談室 (区役所内)	03-5608-1616	相談内容によって 異なる	法律・人権相談、行政相談、外国人相談、日常生活の悩みごとなどの区民相談等、専門員による相談 法律・人権相談のみ要予約

心身等に関すること

事業・機関名	電話番号	曜日・時間	概要
就学相談	03-5608-6304	(月)～(金) 午前8時30分～ 午後5時	心身に何らかの心配があり、就学に不安がある場合の相談
保健センター	向島保健センター 03-3611-6135 本所保健センター 03-3622-9137	(月)～(金) 午前8時30分～ 午後5時	心身の発育に関する全般的なことについての相談 心の健康相談(要予約) 思春期相談(本所のみ、要予約)
女性相談	03-5608-6154	(月)～(金) 午前8時30分～ 午後5時	女性に対する暴力の悩みや経済的な問題の相談

警察機関による相談

事業・機関名	電話番号	曜日・時間	概要
警察署相談窓口	本所警察署 03-5637-0110 向島警察署 03-3616-0110		少年の非行防止に関する相談
警視庁少年センター	台東少年センター 03-3828-1044 江戸川少年センター 03-3651-8567	(月)～(金) 午前8時30分～ 午後5時15分	心理専門職員による面接 少年期の心配事や悩み事に関する相談(要予約)
ヤングテレホンコーナー (警視庁少年相談室)	03-3580-4970	24時間対応	少年期の心配事や悩みごとに関する相談

就労相談

事業・機関名	電話番号	曜日・時間	概要
ハローワーク墨田	03-5669-8609	(月)～(金) 午前8時30分～ 午後5時15分 第1・3土曜日 午前10時～午後5時 ※就職に関する相談 (月)・(木) 午後7時まで	仕事の紹介、求人情報の検索、就職のための各種セミナー受講、職業訓練の相談等

墨田区子ども・若者計画

平成 31 (2019) 年 3 月

発行 墨田区

編集 墨田区教育委員会事務局地域教育支援課

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号

電話 : 03-5608-6311

